

平成24年度

東村山市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書

(平成23年度分)

平成24年9月

東村山市教育委員会

目 次

ページ

1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針について -----	1
2	東村山市教育委員会の概要 -----	3
3	東村山市教育委員会の委員（教育委員）の活動状況 -----	4
4	平成23年度東村山市教育委員会の教育目標 -----	5
5	平成23年度東村山市教育委員会の基本方針 -----	6
6	平成23年度東村山市教育委員会の基本方針に基づく 主要施策の点検及び評価 -----	1 2
	【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】 -----	1 2
	【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】 -----	2 5
	【基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】 -----	4 3
	【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】 -----	5 2
7	平成23年度主要施策の点検及び評価に関する有識者 からの助言 -----	6 3
	【資料集】 -----	7 5
1	東村山市教育委員会の権限に属する事務の 管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 -----	7 6
2	東村山市教育委員会 -----	7 8
3	東村山市の教育委員 -----	7 8
4	東村山市教育委員会組織図 -----	7 9
5	東村山市教育委員会教育部の各課・室・館 の業務内容 -----	8 0

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 策定理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定され、実施が義務づけられたため（平成20年4月1日施行）。

2 趣旨

東村山市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

3 実施方法

- (1) 毎年度策定する「東村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策」を対象とし、点検及び評価を行う。
- (2) 評価については、
 - ・ 達成した 80%以上
 - ・ 概ね達成した 79～60%
 - ・ 不十分であった 59%以下とする。
- (3) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (4) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (5) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ①「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ②「点検・評価に関する有識者」の任期は2年とする。
- (6) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東村山市議会へ提出する。また報告書は公表するものとする。

参 考

1 根拠法令

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。（平成20年4月1日施行）

第27条（一部省略）

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 東村山市教育委員会の基本方針

●東村山市教育委員会の基本方針（平成21年4月1日改定）

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

東村山市教育委員会の概要

東村山市教育委員会は、東村山市長が東村山市議会の同意を得て任命した5人の委員より組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。委員の任期は4年である。

教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。その組織としては、平成25年に東京都で開催される国体に向けて推進室を設置し、本年度は一部9課、教育部、庶務課、学務課、指導室、社会教育課、市民スポーツ課、国体推進室、図書館、公民館、ふるさと歴史館となっている。

教育委員の会議は、毎月1回定例会を開催し必要に応じて臨時会等を行っている。平成23年度は、定例会12回、臨時会3回、を開催し、議案61件、報告事項70件について審議等を行った。また、定例の学校訪問（年間、全校23校）、市立小・中学校の研究発表会や道徳授業等地区公開講座等、各学校や市が主催する文化・スポーツ等の行事への参加、研修会の講師、PTA、市民団体等との懇談等を適宜行っており、委員としての研修にも参加し自己研鑽を行っている。

東村山市教育委員会は、当市の教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するための「基本方針」を毎年度審議し策定をしている。これらに基づき、各所管、各学校が様々な計画を行い活動に取り組んでいる。

東村山市教育委員会の委員（教育委員）の活動状況

活 動 内 容		実 施 数	日 数
教 育 委 員 会	定 例 会	毎月1回 12回	12日
	臨 時 会	3回	3日
学 校 訪 問		23回	23日
研 修		16回	16日
式 典		6回	6日
行 事	入 学 式	10か所	2日
	卒 業 式	15か所	3日
	運 動 会	23か所	11日
	周 年 行 事	5か所	5日
	その他（研究発表会等）		

※学校数小学校15校

中学校8校（分校を含む）

※周年行事実施校	久米川東小学校	(創立30周年)
	東村山第五中学校	(創立40周年)
	大岱小学校	(創立50周年)
	南台小学校	(創立50周年)
	東村山第三中学校	(創立50周年)

平成23年度東村山市教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報の技術革命、地球環境の問題、少子高齢社会の到来など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

特に、東村山市の教育においては、「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる東村山」の実現を目指し、東村山市を愛し、互いに助け合い、物心ともに豊かなまちづくりに貢献できる市民の育成を期して、行われなければならない。

東村山市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進する。

東村山市教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの生命及び人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって行動する人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び自ら考えて行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

平成23年度東村山市教育委員会の基本方針

東村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、東村山市の特性を生かし、以下の「基本方針」に基づいて、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

多様な人々が共に暮らす東村山市にあっては、
すべての大人や子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。
そのために、人権教育及び自他の生命を尊重するなど心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

(1) 子供たちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、健やかで人間性豊かに成長できるよう、

「いのちとこころの教育」を、学校教育を含め東村山市全体を通して適切に実施するとともに、学校・家庭・地域・行政の連携のもとに、「こころとからだの健康づくり」を推進する。

(2) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」等を踏まえるとともに、学校教育や社会教育等を通じて、ハンセン病回復者、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題など様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るため人権教育を効果的に推進する。

- ① 東村山市における人権教育にかかわる課題の解決に向け、学校・家庭・地域・行政が一体となった人権教育を一層推進する。
- ② 東京都男女平等参画基本条例や東村山市男女共同参画条例に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進する。
- ③ 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たす

ことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。また、学校における道徳教育等と地域における多様な体験活動との関連を図り、子供たちに豊かな心を育てる幅広い教育活動を促進する。

(3) いじめや不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校における相談体制の充実を図る。また、児童・生徒の実態に基づく指導の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化するなど、児童・生徒の健全育成の充実を図る。

(4) 子供たちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、地域の担い手として、社会貢献の精神をはぐくむため、家庭や青少年対策地区連絡協議会等の地域諸団体等と連携し、東村山市の特性を生かした「いのちとこころの教育」を推進する。また、健全育成のための環境整備の充実に努める。

① 社会の一員としての自覚を高め、社会性をはぐくみ、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、「青少年健全育成大会」「輝け！東村山っ子育成塾」等を実施し、自然体験・ボランティア体験等の充実を図る。

② 2月1日から同月7日の「東村山市いのちとこころの教育週間」に「市民の集い」等の「いのちとこころの教育」にかかわる取組を東村山市全体で実施する。各種の事業を通して、中学生・高校生の自主的な活動を促し、心豊かで、たくましく生きることのできる子供たちを育成する。

③ 子供たちに善悪の判断や社会生活上のルールの遵守等、規範意識をしっかりと身に付けさせる指導を一層充実させるとともに、自分の安全を守るために必要な危険に対する知識や安全な行動の仕方等、基礎的・基本的事項の確実な定着を図り、危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するための安全教育を推進する。また、子供を犯罪から守るために、安全確保・安全管理の徹底や家庭・地域・関係諸機関とのネットワークの強化を図る。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

グローバル化と情報技術革命が進む社会にあっては
国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。
そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教

育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

- (1) 国際社会の中で活躍し、わが国や東村山市の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法や制度を導入・拡充する。
- ① 子供に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園・保育所からの各校種間の連携を重視した教育を推進する。
- 特に、小学校への円滑な接続を図るために、幼稚園・保育所・小学校が連携した就学前からの教育の在り方を改善する取組を進める。
- ② 子供が自らの資質・能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を進める。また、新教育課程への移行を円滑に行うため、移行措置期間の教育課程編成について各学校へ適切な指導を行う。
- (2) 一人一人の児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ち、子供たちと向き合う時間を大切にし、時間的・精神的なゆとりの中でじっくり学び、学習意欲を高め、基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける教育を推進し、確かな学力を育成する。
- ① 習熟の程度に応じた少人数指導やチームティーチングの充実等、個に応じた多様な教育を推進する。
- ② 「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等の結果を踏まえ作成する「授業改善推進プラン」の実施・検証・改善を通して、児童・生徒の学力向上を推進する。また、基本的な生活習慣の確立が望ましい学習活動を支えていることから、家庭との連携を図り生活習慣の改善を促進する。
- (3) 東村山市子ども読書活動推進計画に基づき、児童・生徒に進んで読書を行う態度と豊かな心をはぐくむ教育を推進するとともに、環境整備に努める。
- (4) 児童・生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむため、関係諸機関との連携体制を整備し、職場見学や職場体験等の体験学習を推進し、キャリア教育の充実を図る。
- (5) 東村山市特別支援教育推進計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸ばすため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培う教育を着実に推進する。

- ① 教育相談室・幼児相談室、健全育成学習室、特別支援学級（固定学級・通級指導学級）及び特別支援学校等との連携の充実を図る。
- ② 特別支援教育の理念に基づき、小学校、中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への教育及び支援を具体化し一層の充実を図る。
- (6) 個性を發揮し、創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康を保持増進する資質や能力をはぐくむとともに、体力の向上を目指し、学校・家庭・地域が連携・協力した児童・生徒の健康・体力づくりや食育を推進する。
- (7) 児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるために、ICTの活用を図るとともに、情報モラルを身に付け、適切に活用できるよう学習活動を充実させる。
- (8) 日本や世界の伝統ある文化や芸術に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。
- (9) 喫緊の課題である地球温暖化防止のために、小・中学校におけるCO₂削減をはじめとする環境教育の充実を図る。

【基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】

少子高齢社会の中で「明日を拓く、豊かな心と創造力を育てるまち」を目指す東村山市にあっては、活力ある社会を築いていくよう、個人の生活を充実するとともに、一人一人が社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

- (1) 生きがいやゆとりある人生を送ることを目的とした生涯学習を推進するため、学習や交流の機会、情報提供、社会参加の仕組みの整備など、市民の多様なニーズに対応した生涯学習計画を策定し、総合的・広域的に支援する。
- (2) 公民館・図書館・ふるさと歴史館などの機能を十分に發揮して、社会教育活動の充実を図るとともに、学習成果を地域の活動に生かせる人材を育成し、家庭や地域の教育力の向上を図る。
- (3) 市民のだれもが芸術・伝統文化などに親しみ参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実を図る。

- (4) 東村山市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、国宝の正福寺地藏堂や八国山たいけんの里にある東京都指定下宅部遺跡漆工関連出土品等、東村山市の特色ある文化財の公開・活用を進める。
- (5) 平成25年にスポーツ祭東京2013として開催される第68回国民体育大会バスケットボール競技少年女子大会や、デモンストレーション行事としてティール大会の開催に向け、スポーツ都市宣言を行っている東村山市として市・教育委員会・社団法人東村山市体育協会・体力づくり推進委員会及び各関係機関と市民が一体となり、開催準備を進める。また、スポーツ祭東京2013に向けて、社団法人東村山市体育協会がすすめる選手育成・強化事業を支援するとともに、更なるスポーツ振興と体力づくり活動の推進によりスポーツを生涯の友とする「生涯スポーツ社会」の実現を図る。

【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

21世紀の教育改革を推進するためには、
家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。
そのために、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営の支援を目指す。

- (1) 二学期制の充実に伴い、学校経営の更なる改革を推進し、継続的かつ計画的に教育活動の質的な向上を図る。
- (2) 学校評議員制度の積極的な活用を図り、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、適正な学校評価を実施し、その結果を学校経営に反映させ、開かれた学校づくりを一層推進する。
- (3) 地域との連携を図るための教育ネットワークづくりを推進するとともに、地域における「土曜講座」などの多様な体験活動の充実に図り、地域に根ざした教育を一層推進する。
- (4) 学校教育の改善に対する各学校の自主的・自律的な取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、主幹教諭や主任教諭の配置と活用により学校の組織的な課題対応力の向上を図る。

- (5) 教員の資質・能力の向上を図るため、教員の職層やライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、体系的な研修の質的充実を図る。
- (6) 保護者、地域住民等の学校外の人材を活用するなどして、学校経営のより一層の充実を図る。
- (7) 学校内外における児童・生徒の安全を確保するため、セーフティ教室の実施や学校での地域安全マップの作成等、安全教育の充実を図るとともに、防犯体制の整備やボランティアへの巡回の働きかけ等、警察、学校、保護者、地域が一体となった取組を推進する。
- (8) 学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。
- (9) 学校における個人情報の管理を徹底し、外部への流失等を防止する。
- (10) 東村山市耐震改修促進計画に基づき、学校施設の耐震化を推進する。

平成23年度東村山市教育委員会の基本方針に基づく 主要施策の点検及び評価

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

多様な人々が共に暮らす東村山市にあっては、
すべての大人や子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び自他の生命を尊重するなど心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

- (1) 子供たちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、健やかで人間性豊かに成長できるよう、「いのちとこころの教育」を、学校教育を含め東村山市全体を通して適切に実施するとともに、学校・家庭・地域・行政の連携のもとに、「こころとからだの健康づくり」を推進する。

担当課：指導室・社会教育課

施策の取組状況

- ①（指導室）「いのちとこころの教育週間」における教育活動の公開
- ・各学校において、児童・生徒が心身の健康や命の大切さについて学んでいる様子を広く市民に公開し、それぞれの学校の特色を生かした教育活動を周知した。
 - ・道徳の時間等の授業公開だけでなく、隻腕の武道家や看護師長、弁護士、ボランティアセンター職員等を講師に、様々なテーマで講演会が実施された。また、人権作文の取り組みや言葉について考える授業等をとおして、人権教育の推進を図った。
- ②（指導室）「道徳授業地区公開講座」の実施
- ・各学校において、道徳の授業を広く保護者や市民に公開するとともに、意見交換会や講演会等を行うことにより、家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育の推進を図った。
 - ・道徳の授業を公開することによって、道徳の授業の質を高め道徳の時間の活性化を図った。
 - ・市立小・中学校全校（小学校15校、中学校8校、計23校）で実施し、保護者3725名及び地域住民90名が参加した。

③（指導室）「道徳授業改善委員会」の開催

- ・ 中学校長を委員長、小学校副校長を副委員長にし、各校の道徳教育推進教師等 2 2 名が委員となり構成される委員会を、年間 6 回実施した。（うち 3 回は授業研究）
- ・ 各学校の道徳教育の推進を図るため、情報交換や協議を行うとともに、授業研究を実施した。
- ・ 分科会ごとに 3 回の授業研究会を行い、その成果を報告書にまとめた。各学校における道徳の時間の充実を図るため、報告書を全校に配布した。

④（指導室）「体力づくり検討委員会」の開催

- ・ 小学校長を委員長とし、小学校の体育主任等 1 5 名が委員となり構成される委員会を、年間 7 回実施した。
- ・ 小学校におけるスポーツテストの実施にかかわることや児童の体力向上に向けた検討を行うとともに、健康教育等にかかわる指導内容や指導計画等について検討した。
- ・ 小学校におけるスポーツテストの結果を考察し、児童の体力向上に向けた研究の成果を冊子にまとめ、全小学校において体力向上の推進を図った。

⑤（指導室）「中学校第 3 学年生徒を対象とする救命講習会」の実施

- ・ 東村山消防署に指導依頼し、2 月から 3 月に市内全中学校において第 3 学年生徒を対象に普通救命講習（講習時間 3 時間）を実施した。
- ・ 平成 2 3 年度の受講者は、1 1 8 8 名であった。

⑥（社会教育課）「いのちとこころの教育週間」をはじめ、各事業において「いのちとこころの教育」を取り入れ実施した。

評価	（達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）
----	--

①（指導室）達成した。

②（指導室）達成した。

③（指導室）達成した。

④（指導室）達成した。

⑤（指導室）達成した。

⑥（社会教育課）概ね達成した。

「輝け！東村山っ子育成塾」「なぎさ体験塾」等の各種事業の中で人権尊重のカリキュラムを組むことで心の教育を育てることができた。

今後の取組の方向性

- ①（指導室）保護者や市民への周知に一層力を入れ、各学校における取組の実態が伝わるようにする。「いのちとこころの教育週間」の趣旨が各学校の取組に十分反映されるように、指導・助言を行う。
- ②（指導室）道徳授業の公開後に実施する意見交換会の一層の充実を図るため、曜日や時間の設定、形態、周知の方法を工夫・改善できるよう指導・助言する。
- ③（指導室）授業研究を中心とする研究の成果を全校に広め、道徳の時間を要とする道徳教育の充実を図る。
- ④（指導室）研究の成果を基に、運動の日常化及び体づくり運動（遊び）の理解・推進を図るとともに、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）を効果的に活用し児童・生徒の体力向上に向けた取組を充実させる。
- ⑤（指導室）今後も継続して、東村山消防署と連携し、中学校第3学年全生徒を対象に救命講習会を実施する。
- ⑥（社会教育課）「輝け！東村山っ子育成塾」「なぎさ体験塾」等の各種事業において、学校教育とはアプローチの仕方に変化を持たせた事業展開を行っていく。

(2) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」等を踏まえるとともに、学校教育や社会教育等を通じて、ハンセン病回復者、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題など様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るため人権教育を効果的に推進する。

- ① 東村山市における人権教育にかかわる課題の解決に向け、学校・家庭・地域・行政が一体となった人権教育を一層推進する。

担当課：指導室・社会教育課・図書館・公民館

施策の取組状況

- ①（指導室）「人権教育推進委員会」の開催
 - ・小学校長を委員長、中学校副校長を副委員長とし、各校の人権教育担当者23名が委員となり構成される委員会を、年間6回実施した。（うち2回は授業研究）
 - ・本市における地域や児童・生徒の実態に応じた人権教育推進上の課題を解明し、教育方法や内容の一層の充実を図るとともに、授業研究を行い人権教育の一層の推進を図った。

・近隣市における、東京都教育委員会人権尊重教育推進校のブロック連絡会や研究発表会に参加し、他市における研究の成果を本市及び自校における人権教育の推進に役立てた。

②（社会教育課）「輝け！東村山っ子育成塾」「なぎさ体験塾」等の各種事業において、事業実施の中で人権学習について取り組んだ。

③（図書館）人権教育を進めるための情報提供

・「ハンセン病を知る本」コーナーを中央図書館、秋津図書館に設置し、関連資料収集による充実を図り、貸出を行った。

・「全生園とハンセン病を知る」や「守ろういのち 地震の本」などのブックリストを作成し、館内での活用のほか、教育週間や「市民の集い」等の市内の人権に関わる各事業での資料配布や図書展示を行い、啓発や情報提供を進めた。

・市内小中学校における人権教育に関わる授業にあわせて、図書の特別貸出や紙芝居サークル等の紹介・派遣を行い、支援の充実に努めた。

④（公民館）第25回平和映画会の生活文化課と共同開催

「火垂るの墓（実写版）」を上映し、差別意識や人権について問題提起した。

（参加者112名）

評価	（達成した＝80%以上 ・ 概ね達成した＝79～60% ・ 不十分であった＝59%以下）
----	--

①（指導室）達成した。

②（社会教育課）概ね達成した。

「輝け！東村山っ子育成塾」「なぎさ体験塾」等の各種事業の中で人権教育のカリキュラムを取り入れることができた。

③（図書館）概ね達成した。

ブックリスト「全生園とハンセン病を知る」の内容更新ができなかった点では課題が残る。

④（公民館）概ね達成した。

平和映画会を実施したが、参加人数はホールの25%程度で予想より少なかった。

今後の取組の方向性

①（指導室）授業研究を中心とする研究の成果を各校に広め、本市及び各校の特色を生かした人権教育の充実を図る。

②（社会教育課）今後も事業展開する中で、人権について考える機会を提供していきたい。

③（図書館）ブックリストの改訂に取り組み、ハンセン病や全生園の歴史認識を通して、人権尊重の理念を育むことができるように更なる提供に努める。

④ (公民館) 450名が収用可能なホールであったが、25%程度の入場であった。開催方法・告知方法等の再考を図る。

② 東京都男女平等参画基本条例や東村山市男女共同参画条例に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

① (指導室)「人権教育推進委員会」の開催【再掲 1-(2)①】

- ・ 小学校長を委員長、中学校副校長を副委員長にし、各校の人権教育担当者23名が委員となり構成される委員会を、年間6回実施した。(うち2回は授業研究)
- ・ 本委員会では、本市における地域や児童・生徒の実態に応じた人権教育推進上の課題を解明し、教育方法や内容の一層の充実を図るとともに、授業研究を行い人権教育の一層の推進を図る。
- ・ 近隣市における、東京都教育委員会人権尊重教育推進校のブロック連絡会や研究発表会に参加し、他市における研究の成果を本市及び自校における人権教育の推進に役立てた。

評価 (達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下)

① (指導室) 達成した。

今後の取組の方向性

① (指導室) 授業研究を中心とする研究の成果を各校に広め、本市及び各校の特色を生かした人権教育の充実を図る。

③ 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。また、学校における道徳教育等と地域における多様な体験活動との関連を図り、子供たちに豊かな心を育てる幅広い教育活動を促進する。

担当課：指導室・社会教育課・公民館

施策の取組状況

① (指導室)「生徒会サミット」の開催

- ・ 市立中学校の生徒会同士の連携を図り、各学校の生徒会活動の一層の活性化を図った。
- ・ 「学校PR大作戦！～東日本大震災にかかわる各校の取組～」をテーマに、学校と家庭・地域の方々とのかかわりや各校の特色ある取組について、生徒会役員による協議を行った。
- ②（社会教育課）「輝け！東村山っ子育成塾」や小平市との連携事業として開催する「なぎさ体験塾」で社会体験や自然体験を異年齢集団の中で展開している。
- ③（公民館）親子映画会の開催
夏休み映画会として『おぼけうんどうかい』『ファイナルファンタジー』『忍たま乱太郎』他を中央・富士見・廻田で親子向けに上映した。（参加者170名）
- ④（公民館）親子講座の開催
夏休みに、親子で体験する「鉄道博物館親子社会科見学」を実施した。（参加者29名）
- ⑤（公民館）小学生向け体験講座
小学生オモシロ科学あそび「でんきのじっけん～カミナリカードをつくろう～」を開催し、科学に対する興味を持たせた。（参加者42名）

評価	（達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79～60% ・ 不十分であった=59%以下）
----	--

- ①（指導室）達成した。
- ②（社会教育課）達成した。
「輝け！東村山っ子育成塾」や「なぎさ体験塾」を通じてカリキュラムの中でさまざまな社会体験、自然体験を行うことにより成果が充分図れた。
- ③（公民館）達成した。
- ④（公民館）達成した。
- ⑤（公民館）達成した。

今後の取組の方向性

- ①（指導室）生徒会活動の一層の活性化が図られるよう、生徒会役員生徒や担当教員への支援の充実を図る。
- ②（社会教育課）「輝け！東村山っ子育成塾」は、異年齢集団活動として定着してきており、今後も趣向を凝らした事業を展開し、参加者に常に新鮮で魅力的な企画を提供していく。
「なぎさ体験塾」は、交流事業として大変有意義であったが今年度において市長会助成金の3カ年が終了する。次年度においては他の市町村と調整しながら、新たな企画を検討し交流事業が継続できるようにしていきたい。

- ③（公民館）今後も次世代育成事業として夏休み中の映画会を提供してゆく。
- ④（公民館）親子で語り合える講座及び事業をこれからも提供する。
- ⑤（公民館）今後も児童・生徒に向けての事業を提供する。

（3）いじめや不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校における相談体制の充実を図る。また、児童・生徒の実態に基づく指導の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化するなど、児童・生徒の健全育成の充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

- ①（指導室）「健全育成学習室（希望学級）」の運営
 - ・通常の学校生活に適応できず、不登校傾向にある市立小・中学校の児童・生徒に対して、集団生活への適応や学校への復帰を支援した。
 - ・平成23年度は、小学生男子1名、女子2名、中学生男子7名、女子9名、計19名が通級し、適応指導、教育相談、学習指導、進路指導、体験活動等を行った。
 - ・指導室長、統括指導主事、教育相談係長、指導主事、教育相談室主任が月1回程度訪問し、健全育成学習室（希望学級）指導員等と情報交換や協議を行った。
- ②（指導室）「学校不適応対策連絡会」の開催
 - ・小学校長1名、小・中学校副校長各1名の合計3名を顧問にし、各校から1名ずつが参加する連絡会を、年間3回実施した。
 - ・本連絡会では、不登校の未然防止や不登校傾向にある児童・生徒の学校復帰を支援するために中学校区ごとに情報を共有し、具体的な対応について協議を行う。また、本連絡会開催時には、健全育成学習室（希望学級）指導員や子ども家庭支援センターの職員も参加し、より実践的な対応について協議を深めることができた。
- ③（指導室）「学校適応状況調査」の実施
 - ・毎月、各学校から適応状況が心配される児童・生徒について欠席、遅刻、早退の状況や通級指導学級や健全育成学習室への通級の状況について報告を受け、欠席日数が30日を超える児童・生徒や、30日未満であっても心配される児童・生徒の状況を分析・考察した。
 - ・報告内容のとりまとめを健全育成学習室で行うことにより、より迅速に各校の児童・生徒の適応状況について把握することができるようにした。

・調査の結果は、例月の校長会や副校長会等で報告し、各校の対応の一層の充実を図った。

④（指導室）「いじめ実態調査」の実施

・いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめの未然防止に向けた組織的対応の充実を図るために実施した。

・調査は年3回実施し、調査期間は第1回4月1日から6月30日まで、第2回7月1日から10月31日まで、第3回11月1日から1月31日までである。

・調査の結果は、例月の校長会や副校長会等で報告し、各校の対応の一層の充実を図った。

評価	(達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下)
----	--

①（指導室）概ね達成した。

不登校児童・生徒数に比べて、希望学級入級児童・生徒数の割合が少ないため、教員及び保護者等へ健全育成学習室（希望学級）のより一層の理解啓発を図る必要がある。

②（指導室）概ね達成した。

不登校児童・生徒数が近年微増傾向にあるため、学校不適応対策連絡会のあり方や内容の充実が必要である。

③（指導室）概ね達成した。

対象児童・生徒への対応について、毎月の調査票に具体的に記述し、校内での情報共有及び学校の対応について、具体的な対策を求めてきたが、課題の解決には至っていない。

④（指導室）概ね達成した。

校内において組織的に対応できるよう、生活指導主任会や教員対象研修会等において、さらに教員一人一人の指導力や対応力の向上を図る必要がある。

今後の取組の方向性

①（指導室）健全育成学習室（希望学級）における指導の一層の充実を図るとともに、在籍校及び通級指導学級との連携を深め、年2回の適応指導連絡協議会や在籍校復帰チャレンジ等の機会を活用し、学校復帰を支援する。

②（指導室）不登校の未然防止や不登校児童・生徒の一層の学校復帰に向けて、より連携を深めて、対応の充実を図る。また、連絡会の開催を年3回から年5回に増やし、教員の研修等の充実を図る。

③（指導室）報告対象となった児童・生徒への対応が充実するよう、結果の活用方法の工夫・改善を図る。

④（指導室）次年度以降も継続実施していく。また、いじめの未然防止の基盤となるいじめ

を許さない学級風土を醸成するために、学校訪問等の機会を利用し、学年・学級経営の一層の充実について指導する。いじめの早期発見と早期対応を組織的に行うことができるよう、管理職研修において留意点等を扱い、本調査を活用した各校における取組の充実を図る。また、毎回必ず児童・生徒アンケートを実施し、実態把握に努める。

(4) 子供たちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、地域の担い手として、社会貢献の精神をはぐくむため、家庭や青少年対策地区連絡協議会等の地域諸団体等と連携し、東村山市の特性を生かした「いのちとこころの教育」を推進する。また、健全育成のための環境整備の充実を努める。

- ① 社会の一員としての自覚を高め、社会性をはぐくみ、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、「青少年健全育成大会」「輝け！東村山っ子育成塾」等を実施し、自然体験・ボランティア体験等の充実を図る。

担当課：社会教育課

施策の取組状況

- ① (社会教育課) 青少年健全育成大会では、中学生の主張(作文・絵画イラスト)大会を実施した。社会との関わりや自分の役割を考える機会とした。また、「家庭の日」の取り組みを青少対等の協力を得て、社会の一員としての自覚を持たせることを地域と家庭で取り組むよう推進した。(来場者527人)
- ② (社会教育課)「輝け！東村山っ子育成塾」では、異年齢集団活動を通して、規範意識やチームワークの大切さを学ぶことと合わせ、自主性と協調性を養うように努めた。(参加者延べ304人)
- ③ (社会教育課)「なぎさ体験塾」を柏崎市、小平市との交流事業として実施した。「海」をテーマに体験活動を行い、交流事業を展開することができた。(参加者70人)

評価 (達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下)

- ① (社会教育課) 達成した。
健全育成大会を実施することによりいのちとこころの教育を推進できた。
- ② (社会教育課) (社会教育課) 達成した。
「輝け！東村山っ子育成塾」の模範意識やチームワークを学ぶことによりいのちとこころの教育を推進できた。
- ③ (社会教育課) (社会教育課) 達成した。
「なぎさ体験塾」で思いやりや社会生活のルールを学ぶことができていのちとこころの教

育を推進できた。

今後の取組の方向性

- ①（社会教育課）作文は1 2 1 2編の応募があったが、絵画・イラストについては、学校によって出品にばらつきがある。美術教諭の理解・協力を得ながら、出品数を増やしていく。
- ②（社会教育課）今後も、異年齢による集団活動を推進し、「いのちの大切さを学びともに生きる」プログラムを展開していく。また、多くの体験活動を取り入れ、参加者に常に真新しい新鮮な事業を展開していく。
- ③（社会教育課）「なぎさ体験塾」は東京都市長会の助成事業であり交流事業の必要性は特に重要である。24年度までの3カ年で現状の事業形態は終了するので、25年度に向け新たな市町村との連携を検討し、同様の交流事業が実施できるように検討していきたい。

- ② 2月1日から同月7日の「東村山市いのちとこころの教育週間」に「市民の集い」等の「いのちとこころの教育」にかかわる取組を東村山市全体で実施する。各種の事業を通して、中学生・高校生の自主的な活動を促し、心豊かで、たくましく生きることのできる子供たちを育成する。

担当課：指導室・社会教育課

施策の取組状況

- ①（指導室）「生徒会サミット」の開催【再掲 1－（2）③】
 - ・本会では、市立中学校の生徒会同士の連携を図り、各学校の生徒会活動の一層の活性化を図った。
 - ・「学校PR大作戦！～東日本大震災にかかわる各校の取組～」をテーマに、学校と家庭・地域の方々とのかかわりや各校の特色ある取組について、生徒会役員による協議を行った。
- ②（指導室）「市民の集い」における生徒会からの発表及び税に関する作文や人権作文の発表
 - ・市民の集いの第一部において、「生徒会サミット」での協議を基に、生徒会役員から1校5分程度ずつ、各校の特色ある取組について発表を行った。また、市内中学生による税に関する作文や人権作文の発表を行った。
 - ・中学生のボランティアが受付や会場誘導を行うことで、自己肯定感や達成感を味わうことができた。
 - ・市内の中学校や都立高等学校の生徒による吹奏楽の発表を行った。参加生徒が、東村山市いのちの詩・こころの詩「いつもみんないっしょ」を合唱し、命を大切にすることを表現し

た。また、「いのちとこころの教育週間」では、各学校で「いつもみんないっしょ」の音楽を校内放送で流した。

③（社会教育課）2月5日（日）に実施した「市民のつどい」では第1部として中学生による人権作文等の発表と生徒会による東日本大震災の取組みの発表。第2部として杉山裕太郎氏を招き「家族の絆がいのちを救う」と題して歌と講演。第3部として市内中・高生による吹奏楽の演奏。（来場者398人）

④（社会教育課）この期間中、学校、社会教育関係施設が統一して「いのちとこころの教育」をテーマにした事業を実施。社会教育課を中心にして、市報や統一チラシを作成し周知を図った。

評価	（達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）
----	--

①（指導室）達成した。

②（指導室）達成した。

③（社会教育課）達成した。

「市民のつどい」を通じて心豊かで、自主的な活動を促進し、たくましく生きる子供たちを育成できた。

④（社会教育課）概ね達成した。

教育委員会の各所管が連携することにより「いのちとこころの教育」活動を推進できた。

今後の取組の方向性

①（指導室）生徒会活動の一層の活性化を図られるよう、生徒会役員生徒や担当教員への支援の充実を図る。

②（指導室）市民の集いにおける生徒による発表は、市民の方々へ広く中学生の活躍を披露できる貴重な機会であるので、今後も継続実施していく。発表テーマについては、年ごとに工夫・改善し、様々な角度から各学校の取組みについて周知できるように努める。

③（社会教育課）「市民の集い」に参加する市民も固定化傾向が見受けられるので、広報を活発に行い多くの市民に参加してもらえるよう工夫をする。次年度はこの集いの主旨にあう子どもたち、保護者に聞いてもらってより成果の上がる講師を選定したい。

④（社会教育課）教育委員会での取組みを多くの市民に知ってもらえるように、市報やチラシだけではなくホームページ等も多く活用する。

③ 子供たちに善悪の判断や社会生活上のルール^①の遵守等、規範意識をしっかりと身

に付けさせる指導を一層充実させるとともに、自分の安全を守るために必要な危険に対する知識や安全な行動の仕方等、基礎的・基本的事項の確実な定着を図り、危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するための安全教育を推進する。また、子供を犯罪から守るための安全確保・安全管理の徹底を家庭・地域・関係諸機関とのネットワークの強化を図り推進する。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

①（学務課）交通防犯指導員の配置（全小学校15校に配置）

- ・交通車両や防犯上の安全確保の観点から、児童の登下校の際に学校から要望のあった箇所に配置した。
- ・（社）シルバー人材センターに業務委託した。

②（指導室）「生活指導主任会」の開催

- ・中学校長1名、小・中学校副校長各1名の合計3名を顧問にし、各校の生活指導主任23名で構成する主任会を、年間11回実施した。
- ・生活指導主任としての資質や能力の向上を図るとともに、生活指導や教育相談にかかわる研修や情報交換、協議等を行った。

③（指導室）「ケース会議」の実施

- ・学校だけでは解決困難な事案が発生した場合に、指導室が学校、児童相談所、警察署、子ども家庭支援センター等の関係者と連携・協議し、情報を共有するとともに、様々な角度から問題の解決を図った。

④（指導室）「セーフティ教室」の実施

- ・児童・生徒が非行を行ったり、犯罪被害にあったりすることなく、心身ともに健康で充実した学校生活を送ることができるよう、保護者や都民の参加の下に、家庭や地域と連携した非行・犯罪防止教育を推進した。
- ・各学校において、教育課程に位置付け、児童・生徒を対象とする学習活動と保護者や地域住民、関係諸機関等による意見交換会等の2部構成で実施した。

評価 （達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）

①（学務課）概ね達成した。

全校配置であるが、登下校配置を全校にしたい。

②（指導室）達成した。

③（指導室）概ね達成した。

学校間において、取組状況に温度差が見られる。

④（指導室）概ね達成した。

指導内容及び方法や意見交換会の在り方等の工夫を図る必要がある。

今後の取組の方向性

①（学務課）学校のなかには、現状以外にも児童の登下校において危険箇所があり、交通防犯員の要望もあるが、その点では対応しきれない部分もあり、今後の課題である。

②（指導室）各校の抱える生活指導上の諸課題について情報交換をより密にし、小学校と中学校がそれぞれの段階で適切な対応ができるように一層の連携を図る。

③（指導室）今後も、緊急性の高い事案が発生した場合は、迅速に連絡・調整を行い、課題の解決に向けた支援を行う。

④（指導室）学習活動の内容の充実を図るとともに、意見交換会の一層の活性化が図られるよう指導・助言する。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

グローバル化と情報技術革命が進む社会にあっては
国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。
そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

(1) 国際社会の中で活躍し、わが国や東村山市の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法や制度を導入・拡充する。

① 子供に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園・保育所からの各校種間の連携を重視した教育を推進する。

特に、小学校への円滑な接続を図るために、幼稚園・保育園・小学校が連携した就学前からの教育の在り方を改善する取組を進める。

担当課：指導室

施策の取組状況

① (指導室) 「小中連携教育懇談会」の設定

- ・ 児童・生徒の健全育成を目指し、小・中学校の連携を深めるために、中学校区ごとに教員が集まり、校長及び副校長が助言者となり協議会や教育実践の交流等を行った。
- ・ 各学校の特色を生かした教育実践の交流や情報交換、教育課題に対応した協議ができるように指導・助言した。

評価 (達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下)

① (指導室) 概ね達成した。

懇談会の開催に終始することなく、継続的・計画的に教員間及び児童・生徒間の具体的な交流を図る必要がある。

今後の取組の方向性

① (指導室) 学習規律や生活指導上のきまり、小学校と中学校の学習の系統性、小学校外国語活動と中学校外国語科の関連、中学校における部活動、地域行事への参加等、各学校の実態に応じて具体的な視点で連携・交流ができるよう指導・助言する。

② 子供が自らの資質・能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を進める。また、

新教育課程への移行を円滑に行うため、移行措置期間の教育課程編成について各学校へ適切な指導を行う。

担当課：指導室

施策の取組状況

- ①（指導室）「東村山市教育委員会研究奨励校」の指定
 - ・各教科・領域に関する研究の推進を図り、教育活動の向上を図った。
 - ・平成22・23年度研究奨励校（秋津東小）が研究発表会を実施した。
 - ・平成23・24年度奨励校（青葉小、第五中）を指定し、校内研究について助言を行うなどの支援をした。
- ②（指導室）「新任教務主任研修」の実施
 - ・新任教務主任を対象とした研修を夏季集中研修において実施し、教務主任の役割と教育課程への理解を深めるとともに、学校における人材育成や学校運営とマネジメント等についての理解を深め、学校の特色を生かした教育課程の編成に資する能力を養った。
- ③（指導室）「教務主任会」の開催
 - ・小学校長1名、小・中学校副校長各1名の合計3名を顧問にし、各校の教務主任23名から構成される主任会を年間7回実施した。
 - ・教務主任としての資質や能力の向上を図るとともに、新しい学習指導要領の全面实施に向け、教務全般にわたる研修や情報交換、協議を行い、教育課程の編成・実施に資するように指導・助言した。

評価 （達成した＝80%以上 ・ 概ね達成した＝79～60% ・ 不十分であった＝59%以下）

- ①（指導室）達成した。
- ②（指導室）達成した。
- ③（指導室）概ね達成した。
情報交換に終始することなく、学校運営の中核である教務主任としての資質向上に向けた企画の充実に努める必要がある。

今後の取組の方向性

- ①（指導室）研究1年次の学校への学校訪問において、校内研究等で指導・助言を行い今後の研究の方向性について支援するとともに、研究2年次の学校においては研究発表に向けた具体的な支援を行う。

- ②（指導室）平成24年度においても東村山市役所会議室における通所研修を継続する。新しい学習指導要領への対応を円滑に行うことのできるよう資質・能力の一層の伸長を図る。
- ③（指導室）小学校は新しい学習指導要領の全面実施2年目の見直し、中学校は全面実施初年度を受けて教育課程の適正な実施ができるように指導・助言を行う。

(2) 一人一人の児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ち、子供たちと向き合う時間を大切にし、時間的・精神的なゆとりの中でじっくり学び、学習意欲を高め、基礎的・基本的内容を確実に身に付ける教育を推進し、確かな学力を育成する。

- ① 習熟の程度に応じた少人数指導やチームティーチングの充実等、個に応じた多様な教育を推進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

- ①（指導室）「指導方法工夫改善加配」の活用
 - ・個に応じた指導を充実させるために、少人数指導やチームティーチングに要する教員を加配した。
 - ・小学校15校と中学校7校に教員を加配した。
 - ・主に算数科・数学科における少人数指導に活用した。
 - ・指導主事及び教職員係が、全校の授業観察や実施状況の聞き取り調査を行った。
- ②（指導室）「東村山市教育委員会定例訪問」の実施
 - ・小学校15校、中学校8校、市内全校において実施した。
 - ・教育委員、教育長、教育部長、教育部次長、庶務課長、学務課長、指導室長、統括指導主事、図書館長、指導主事等が学校を訪問し、施設・設備も含めた教育活動全体の視察を行った。
 - ・校内の視察や各教員の授業参観や授業研究会への参加をとおして、それぞれの学校の実態及び教育上の課題を把握した。
 - ・毎回、指導主事等による指導・助言を行い、教員の授業力の向上を図った。
- ③（指導室）「東村山市教育学生ボランティア」の派遣
 - ・各学校に教育学生ボランティアを派遣し、教育活動全般にわたり学級担任や教科指導者の支援を行った
 - ・平成23年度は、57人のボランティアの登録があり、17校（小学校10校、中学校7

校)に派遣した。

④ (指導室)「東村山市教育研究会補助金の交付」

- ・東村山市教育研究会へ補助金をあて、各部会(全31部会)で活用を図ることをとおして、各教科・領域等の研究を支援し、東村山市全体の教育力の向上を図った。
- ・平成23年度は468,000円を補助金として支出した。

評価	(達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下)
----	--

① (指導室) 概ね達成した。

各学校において、計画通りの実施及び習熟度別指導のさらなる充実に努める必要がある。

② (指導室) 達成した。

③ (指導室) 概ね達成した。

小学校では全校で実施できるよう、学生ボランティアの確保に向けて、近隣の大学等へのさらなる周知を図る必要がある。

④ (指導室) 概ね達成した。

研究成果が各学校に還元できるよう工夫を図る必要がある。

今後の取組の方向性

① (指導室) 少人数指導またはチームティーチングはよりきめ細やかな指導が可能となることから、児童・生徒の学習内容の定着に関して効果的である。次年度以降も、各学校の実態に応じて継続して活用していく。

② (指導室) 学校経営の適正で円滑な実施を支援するため、教職員の状況や指導上の課題についての聴き取りを重視する。

③ (指導室) 教員養成系大学への周知を図り、ボランティアを希望する学生の人数と質の確保を図り、各校の要請に応えられるようにする。

④ (指導室) 東村山市教育研究会会長との連携を図り、新しい学習指導要領の全面実施に資することができるよう指導・助言を行うとともに、継続して補助金を支出して支援する。

② 「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等の結果を踏まえ作成する「授業改善推進プラン」の実施・検証・改善を通して、児童・生徒の学力向上を推進する。また、基本的な生活習慣の確立が望ましい学習活動を支えていることから、家庭との連携を図り生活習慣の改善を促進する。

担当課：指導室

施策の取組状況

①（指導室）「授業改善推進プラン」の活用

- ・東京都の実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」において、市内全小・中学校から報告を受けた実施結果を基に、東京都及び本市の傾向を分析し、資料を作成した。作成した資料は、各学校の授業改善推進プラン作成の際に活用できるよう配布した。
- ・広く保護者や市民に、授業改善推進プランを活用した授業改善の取組を周知し、各学校の取組についての理解を深めるために、ウェブページ上に授業改善推進プランを公開するよう指導した。

評価 （達成した＝80%以上 ・ 概ね達成した＝79～60% ・ 不十分であった＝59%以下）

①（指導室）概ね達成した。

全国及び東京都の学力調査等の結果を踏まえた児童・生徒の実態や各種指導資料に基づいた授業改善に取り組むことができるよう、工夫を図る必要がある。

今後の取組の方向性

- ### ①（指導室）平成24年度も、東京都教育委員会の実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を全校において自校採点方式で実施し、実施後の調査結果を基に本市の児童・生徒の学力向上にかかわる実態把握を行い、各校の授業改善に反映させる。また、学校訪問等の機会を活用し、各校が児童・生徒の学力向上に向けた授業改善推進プランをより効果的に活用するよう指導・助言し、学力向上に向けた取組の一層の充実を図る。

（3）東村山市子ども読書活動推進計画に基づき、児童・生徒に進んで読書を行う態度と豊かな心をはぐくむ教育を推進するとともに、環境整備に努める。

担当課：学務課・指導室・図書館

施策の取組状況

- ①（学務課）単価入札の実施や補助金により、予算を有効活用し蔵書数の増に努めた。
- ②（学務課）展示会の実施により、多くの関係者に図書を選書に関わってもらい、蔵書内容の充実に努めた。
- ③（学務課）「学校図書館の手引き」の作成により、関係所管が連携を持ち学校図書館の円滑な運営に努めた。
- ④（指導室）「学校図書館担当者連絡会」の開催
 - ・小学校長を会長にし、各校の司書教諭や学校図書館担当者等から構成される連絡会を、年

間3回実施した。

- ・本連絡会では、学校図書館の運営にかかわる情報交換や協議により、司書教諭としての資質・能力の向上を図った。
- ・開催に際しては、学務課及び図書館との緊密な連携を図った。

⑤（指導室）「学校図書館専任司書」の配置

- ・図書館開館・蔵書整理等の学校図書館の運営業務、教職員の補助としての読書指導や図書館の利用指導及び本を活用した授業支援等を行った。
- ・平成23年度は9月に配置前研修を行い、後期（10月初旬）より1人2校を担当し、12名体制で実施した。

⑥（図書館）図書館利用者への読書推進

- ・各図書館の児童コーナーでは、本を選びやすくするための案内表示の工夫や時機をとらえた展示本コーナーの充実を図った。
- ・子ども向けの行事としては、小学生へのおはなし会（105回開催、子ども延べ651人参加）、夏休み親子図書館体験（5館で32組79人参加）、親子豆本作り教室（18人参加）を実施したほか、小・中学生向け夏休みブックリスト等の発行・展示を実施した。
- ・中学生以上に対しては、学生ボランティア（延べ234人）、職場体験（市立中学校6校ほか2校から108人）の受け入れを実施した。
- ・子どもの身近にいる大人への啓発事業として、保護者向け案内や「読み聞かせのポイント」をまとめた冊子を作成したり、読み聞かせ入門講座（5回、130人参加）、大人のためのおはなし会（33人）などを開催した。

⑦（図書館）学校および学校図書館への支援

- ・小・中学校教師向け利用案内を発行して積極的な利用を促すと同時に、先生からの相談を受けて、授業で利用するための図書や学級文庫用の図書として、特別貸出を実施した。（472件 14, 343冊）
- ・学校での読書推進を図るため、ブックトーク訪問（4年生14校35クラス、青葉学級4校）、図書館見学（小学校14校の3年生の37クラス、その他生活科町探検等7件）の受入等を実施した。
- ・「学校図書館の手引き」の発行、各校を訪問しての整備支援や図書購入相談受付等、学校図書館の活用・充実に向けた支援を行った。
- ・後期からの学校図書館専任司書配置に伴い、新任研修（20日間）、研修1回を担当し、各種相談に応じて情報や本の準備をするなどの支援を行った。

- ・学校図書館担当者連絡会（年3回開催）、市教研図書館部（1回）での研修に職員を派遣し、学校図書館ボランティア研修会（1回）を実施した。

⑧（図書館）子どもの読書に関わる市民活動の支援

- ・子どもの読書活動に関わる市民を対象とした東村山市子ども読書連絡会（2回開催、延べ45人参加）開催により、情報共有の場の充実を図った。
- ・学校での読み聞かせをする保護者のための「読み聞かせ入門講座」（5回、130人参加）や市民との協働事業として4年目となるボランティア育成のための連続講座「子ども読書応援団養成講座」（全7回実施、延べ690人参加）等を実施した。
- ・地域児童図書館への支援事業として、補助金助成（1団体、257,500円）を行った。

⑨（図書館）市内関連施設への支援

- ・子ども関連施設向け利用案内を配布して、図書館の積極的な利用を促した。
- ・子育て関連施設に「おすすめ絵本パック」（絵本20冊のセット、16カ所）を配置するほか、保育園・児童館等からの相談に応じた図書貸出（99件、2,778冊）を行った。
- ・乳幼児への出張読み聞かせ（保育園4カ所、5回）、乳幼児への読み聞かせボランティア派遣（34カ所、352回）を実施した。

評価	（達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）
----	--

①（学務課）概ね達成した。

平成25年～平成27年の第4次総合計画の実施計画要望を提出している。

②（学務課）概ね達成した。

学校配置をしている司書と関係所管とのさらなる連携に努めた。

③（学務課）概ね達成した。

校配置をしている司書と関係所管とのさらなる連携に努めた。

④（指導室）概ね達成した。

昨年度後期からの学校図書館専任司書配置に伴う成果と課題を踏まえ、本連絡会の内容の充実を図る必要がある。

⑤（指導室）概ね達成した。

昨年度後期からの学校図書館専任司書配置に伴う成果と課題を踏まえ、学校・学校図書館専任司書への支援事業の充実、継続に努める必要がある。

⑥（図書館）概ね達成した。

痛んだ資料の買い替えや利用が集中する資料の複本の補充については充分にはできなかった。

⑦（図書館）概ね達成した。

学校支援事業の充実を進めたが、本の特別貸出については図書館資料が充分でないために、貸出内容の調整による対応を行った。

⑧（図書館）達成した。

多くの研修会等を実施して、活動内容の充実のための支援ができた。

⑨（図書館）概ね達成した。

おすすめ絵本パックについては追加や補充が充分にできなかった。

今後の取組の方向性

①（学務課）今後、さらに予算の有効活用、購入方法の検討などを行い、蔵書数の増加を図る。

②（学務課）学校等の要請を受け引き続き展示会を開催し、蔵書内容の充実を図る。

③（学務課）学校配置をしている司書と関係所管とのさらなる連携に努め、円滑な運営を図る。

④（指導室）今後も、学務課及び図書館との連携を図り、学校図書館の整備や運営及び保護者等によるボランティアの効果的な活用等についての情報交換・協議を進め、学校図書館担当教員としての資質の向上を図る。

⑤（指導室）学校図書館の一層の整理及び充実を図るために、学校図書館専任司書と司書教諭や図書ボランティアとの連携を深める。

⑥（図書館）資料費の確保に努めるとともに、図書館を中心とした本との出会いの場の充実を図り、年齢に合わせた啓発・PRの事業を今後も継続的に実施する。

⑦（図書館）引き続き関係所管の連携を進め、学校・学校図書館専任司書への支援事業の充実、継続に努める。

⑧（図書館）今後も市民間の連携及び市民と行政との協働体制の充実に努める。特にボランティア養成事業については、第4次総合計画実施計画事業に位置付け、継続実施していく。

⑨（図書館）子ども関連施設との情報の共有や調整を今後も継続し、安定的な連携を図る。

（4）児童・生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむため、関係諸機関との連携体制を整備し、職場見学や職場体験等の体験学習を推進し、キャリア教育の充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

①（指導室）「中学生職場体験」の実施

- ・東村山市立中学校副校長会が作成するパンフレットを活用し、各事業所等に市内全中学校の職場体験の日程と内容の周知を図るとともに受入依頼に努めた。
- ・東村山市商工会や青年会議所及び市役所内各部署等の協力を得て、受入事業所の確保を行った。
- ・キャリア教育の全体計画及びの年間指導計画に基づき、全中学校で2～3日間実施した。

②（指導室）「進路指導主任会」の開催

- ・中学校長1名、中学校副校長1名の合計2名を顧問にし、各中学校の進路指導主任8名から構成される主任会を、年間6回実施した。
- ・本主任会では、職場体験を含め、進路指導にかかわる情報交換および協議を行うとともに、成績一覧表作成上の配慮事項等の検討を行った。
- ・職場体験学習については、各校のこれまでの受入事業所リストを統合して一覧表を作成し、職場体験の一層の円滑な実施ができるようにした。

評価 （達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79～60% ・ 不十分であった=59%以下）

①（指導室）概ね達成した。

職場体験において、受入依頼から事業所へのお礼まで、生徒のマナーや教員の対応上の留意点等について指導の充実を図る必要がある。

②（指導室）達成した。

今後の取組の方向性

①（指導室）各中学校において担当教員間の引継ぎの徹底を図るよう指導し、受入事業所との緊密な連携を図り、職場体験の充実を通じたキャリア教育を推進する。また、職場体験において、受入依頼から事業所へのお礼まで、生徒のマナーや教員の対応上の留意点等について指導・助言する。

②（指導室）職場体験をはじめとするキャリア教育の具体的取組についての情報交換・協議等を充実させるとともに、学校間の連絡を密に市内の中学校が各校の特色を生かした進路指導の充実に向け指導・助言する。

（5）東村山市特別支援教育推進計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業までのライ

フステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一人として生きていける力を培う教育を着実に推進する。

- ① 教育相談室・幼児相談室、健全育成学習室、特別支援学級（固定学級・通級指導学級）及び特別支援学校等との連携の充実を図る。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

- | |
|--|
| <p>①（学務課）教育相談室、特別支援学級については、就学相談や転学相談、入級相談を通じて個々のケースの情報の共有をはかり、相談・支援体制を整えている。</p> <p>②（学務課）幼児相談室については、就学前児童の様子について情報提供をもらい就学相談などへつなげ早期支援体制整備の連携に努めている。</p> <p>③（学務課）特別支援学校については、特別支援教育専門家チーム委員として助言や指導をいただき情報の共有などについても連携を図っている。また、就学相談や転学相談など個々のケースについても連携を深め円滑な支援のつながりに努めている。</p> <p>④（指導室）「指導室・教育相談室・健全育成学習室（希望学級）指導員等との連絡会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none">・指導室長、統括指導主事、指導主事、教育相談係長、教育相談員、健全育成学習室（希望学級）指導員、通級指導学級担当教員が参加し、月に1回程度実施した。・通級児童・生徒の状況や指導室・相談室からの情報等を共有することにより、支援体制の整備及び連携の充実を図った。・本連絡会での協議事項を、指導室の所管する主任会・委員会等において周知し、学校との一層の連携強化を図った。 <p>⑤（指導室）「適応指導連絡協議会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none">・指導室長、統括指導主事、指導主事、教育相談係長、教育相談員、健全育成学習室（希望学級）指導員、通級児童・生徒の原籍校学級担任が参加し、年2回実施した。・通級児童・生徒の状況について、健全育成学習室（希望学級）の担当指導員と原籍校の学級担任とが情報交換できる機会にし、原籍校復帰チャレンジ期間の対応等についても一層の推進を図ることができた。 |
|--|

評価	（達成した＝80%以上 ・ 概ね達成した＝79～60% ・ 不十分であった＝59%以下）
----	--

- ①（学務課）達成した。

②（学務課）概ね達成した。

学校と関係所管とのさらなる連携に努めた。

③（学務課）達成した。

④（指導室）概ね達成した。

本連絡会での協議事項を、指導室の所管する学校不適応対策連絡会や生活指導主任会等において周知し、学校との一層の連携強化を図る必要がある。

⑤（指導室）概ね達成した。

学務課や特別支援教育専門家チームとの連携を一層強化する必要がある。

今後の取組の方向性

①（学務課）個々のケースに応じた関係機関との連携を強化していく。

②（学務課）就学前の児童について、円滑な就学へ向けての連携を強化していく。保護者への理解啓発についても連携して実施していく。

③（学務課）東京都の動向やセンター校として持っている近隣市の情報などを共有していくよう連携を強化していく。また、特別支援学校の専門性を生かし市立小・中学校への指導・助言を頂く。

④（指導室）統括指導主事等による定期的な訪問を実施し、成果と課題を明確にした迅速な対応を図る。また、指導室の所管する主任会・委員会等に、健全育成学習室（希望学級）指導員が参加し、より直接的な学校との連携を図る。

⑤（指導室）今後も継続開催し、通級児童・生徒の通級の状況について情報を共有することにより、指導の一層の推進を図る。

② 特別支援教育の理念に基づき、小学校、中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への教育及び支援を具体化し一層の充実を図る。

担当課：学務課・指導室

施策の取組状況

①（学務課）平成23年度に発足した特別支援教育専門家チームによる巡回相談や研修を通じて、個々のケースに対応するための具体的な支援を充実させた。

②（学務課）特別支援教育コーディネーターの資質向上をはかり、各校の校内委員会を充実させるため特別支援教育運営委員会において研修会の実施や情報交換による支援や指導内容の共有化をはかった。

③（指導室）教育相談室の充実

- ・指導室長が教育相談室長を兼任し、係長、指導主事、主任、専任教育相談員5名体制で、市内の児童・生徒の教育相談及び児童・生徒以外からの教育指導上の諸問題についての相談に応じるとともに、学校との連携を十分に図り、学校で行う教育相談のセンター的役割を担った。

④（指導室）巡回相談員の配置

- ・巡回相談員またはスクールカウンセラーの配置により学校の教育相談機能の充実を図った。
- ・小学校6校に東京都健全育成支援員を配置するとともに、小学校9校に巡回相談員が巡回し、児童、保護者、教員からの相談に応じた。
- ・中学校各校に1名のスクールカウンセラーを配置し、生徒、保護者、教員からの相談に応じた。

⑤（指導室）「教員サポーター派遣事業」の実施

- ・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する通常の学級に人材を派遣し、個々の教育ニーズに応じた指導方法等の充実を図った。
- ・教員サポーターには論作文及び面接によって選考された教員免許取得者を充て、学校の要請を審査した上で、平成23年度は15名を20校（小学校14校、中学校6校）に配置した。

評価 （達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）

①（学務課）達成した。

②（学務課）達成した。

学校と関係所管とのさらなる連携に努めた。

③（指導室）概ね達成した。

子ども家庭支援センターや児童相談所等、関係機関との連携を一層強化する必要がある。

④（指導室）概ね達成した。

巡回相談員の1日当たりの巡回相談時間のさらなる延長が求められる。

⑤（指導室）概ね達成した。

学校からの教員サポーターの派遣要請に十分に応えることができるよう、さらなる人材の確保に努める必要がある。

今後の取組の方向性

①（学務課）専門家チームの巡回相談の充実をはかり、支援や指導について具体的に対応で

きるように努める。

- ②（学務課）特別支援教育コーディネーターの資質向上につとめ、各校での特別支援教育体制の充実に努める。
- ③（指導室）教育相談及びその他教育指導上の諸問題についての相談を受け、学校や保護者、児童・生徒の課題解決を積極的に支援する。また、個々の相談員の資質向上を図るとともに、学校との連携を一層深めることにより、センター的役割の機能の充実に努める。
- ④（指導室）研修等をとおしてスクールカウンセラーの資質向上を図るとともに、教育相談室とスクールカウンセラーとの連絡・調整を密にし、本市における教育相談機能の一層の充実に努める。
- ⑤（指導室）学校からの教員サポーターの派遣要請に十分答えることができるよう人材の確保に努めるとともに、学校における活用の実態を学校訪問等により把握し、効果的に活用されるよう努める。

（6）個性を発揮し、創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康を保持増進する資質や能力をはぐくむとともに、体力の向上を目指し、学校・家庭・地域が連携・協力した児童・生徒の健康・体力づくりや食育を推進する。

担当課：学務課・指導室・市民スポーツ課

施策の取組状況

- ①（学務課）成長期における運動と栄養バランスの必要性と大切さの意識啓発を図るため、学務課・市民スポーツ課共同事業として「スポーツ・食育教室」の実施。
 - ・全6回のカリキュラム（10/15・10/23・10/29・11/5・12/10・12/17）で成長期に必要な運動と栄養について学んだ
 - ・参加者募集は、各校にて開催チラシの配布及び市報掲載等を行い広く周知した。19組38名の親子が参加。
 - ・共催事業のため、関係所管の職員（学務課：栄養士。市民スポーツ課：栄養士。スポーツトレーナー。体育協会。スポーツ科学委員会等）が連携し役割分担のなか栄養指導・調理実習・運動指導を児童・保護者へ適切に指導した。
- ②（指導室）「体力づくり検討委員会」の開催【再掲 1－（1）④】
 - ・小学校長を委員長にし、小学校の体育主任等15名が委員となり構成される委員会を、年間7回実施した。

- ・小学校におけるスポーツテストの実施にかかわることや児童の体力向上に向けた検討を行うとともに、健康教育等にかかわる指導内容や指導計画等について検討した。
- ・小学校におけるスポーツテストの結果を考察し、児童の体力向上に向けた研究の成果を冊子にまとめ、全小学校において体力向上の推進を図った。

③（指導室）「スポーツ教育推進校」の指定

- ・児童・生徒が積極的にスポーツに親しみ、健康増進や体力向上を図るとともに、スポーツの意義と役割を正しく理解し、心身の調和的な発達を遂げ、進んで平和な社会の実現に資することができるようスポーツ教育を推進するため、青葉小学校、野火止小学校、東村山第四中学校を「スポーツ教育推進校」に指定した。
- ・指定校においては、体育授業の改善・充実を図るとともに、体力テストの結果を踏まえた体力向上の取組等を推進した。

④（市民スポーツ課）「スポーツ・食育教室の実施」学務課と共催

- ・親子で小児期生活習慣病を予防して、健康な体を維持することを図った。
- ・栄養士やトレーナーによるバランスの取れた食事、痩せるための運動方法など健康づくりを促した。

評価	（達成した＝80%以上 ・ 概ね達成した＝79～60% ・ 不十分であった＝59%以下）
----	--

①（学務課）概ね達成した。

参加者からは好評をいただき、成長期における運動と栄養バランスの取れた食事の大切さ、食生活を見直す等の意識づけが出来た。

②（指導室）達成した。

③（指導室）達成した。

④（市民スポーツ課）概ね達成した。

児童への運動体験は充実していたが、保護者の運動体験が少なかった。

今後、親子で一緒に運動する習慣が身につくような内容を検討する。

今後の取組の方向性

①（学務課）学校と連携した普及啓発を促進し、成長期の児童・保護者に対し正しい食生活・運動を身に付けるよう、今後も学校・関係機関と協力し長期的に意識づけを行うため「スポーツ・食育教室」を継続して行いたい。

②（指導室）研究の成果を基に、運動の日常化及び体づくり運動（遊び）の理解・推進を図るとともに、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テ

スト) を効果的に活用し児童の体力向上に向けた取り組みを充実させる。

- ③ (指導室) 平成23年度の実績成果を市内の他の小・中学校に広めるとともに、平成24年度においても、指定校を変更し、東村山市全体のスポーツ教育の推進を図る。
- ④ (市民スポーツ課) 東村山市スポーツ科学委員会や利用者の意見を内容に反映させ、より充実した事業運営を図る。

(7) 児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるために、ICTの活用を図るとともに、情報モラルを身に付け、適切に活用できるよう学習活動を充実させる。

担当課：指導室

施策の取組状況

- ① (指導室) 「情報教育推進委員会」の開催
 - ・ 小学校長を委員長に、中学校副校長を副委員長にし、各小・中学校の情報教育担当者が委員となり構成される委員会を、年間3回実施した。
 - ・ 本委員会では、東村山市立小・中学校におけるICTを活用した授業の推進と充実を図るとともに、情報モラル教育に関する課題について協議した。また、東京都ファミリーeルール事務局より講師を招き、「小・中学生に対する情報モラル教育の実際」や「保護者、家庭と連携した情報モラル教育の在り方」について講義と演習を行い、本市における情報モラル教育の充実を図った。
 - ・ 本委員会の委員が、東京都教育委員会が開催する「ハイテク犯罪対策シンポジウム」に参加し、自校においてネットワーク上のルールやマナーなど情報コミュニケーション技術を指導することにより、ハイテク犯罪から児童・生徒を守り、ハイテク犯罪の防止と健全育成を目指した。

評価 (達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下)

- ① (指導室) 概ね達成した。

ICTを活用した授業の推進と充実をより一層図るため、具体的な指導方法・内容についての研修の充実努める必要がある。

今後の取組の方向性

- ① (指導室) 日々変化する情報技術の動向やICTにかかわる児童・生徒を取り囲む社会的状況について正しく理解し、対応できるように、関係諸機関との連携や情報交換に努めて

いくとともに、生活指導主任会との連携も図り、問題行動の未然防止や健全育成を図る。

(8) 日本や世界の伝統ある文化や芸術に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。

担当課：社会教育課・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

- ① (社会教育課) 地域の方の参画を得て各小・中学校で実施している「土曜講座」で、お茶や華道、和太鼓、お琴などの伝統文化を子どもたちに伝えることを行っている。また、学校の課外活動等でも地域の方の協力を得て、お琴や民謡などの伝統文化を子どもたちに伝えている。
- ② (公民館) キッズ伝統芸能体験
一流の芸術家が先生となり「はじめての和のお稽古」を東京都との共催事業で日本舞踊の稽古を中央公民館で実施した。発表会は浅草公会堂にて実施した。(東村山教室への参加者24名)
- ③ (公民館) 説経節の開催
多くの市民への伝統芸能文化の継承と普及を目的として、説経節という語り物芸能の伝統を市民に普及する活動を教育部内所管連携により行なった。また、はじめての市民でもわかるように、講師による説経節に関する解説も行なった。(参加者46名)
- ④ (ふるさと歴史館) 年間を通して、しめ縄かざり・正月飾り・節分・ひな飾り・端午の節供などの年中行事の展示を行い、現在では行われていない年中行事をこどもたちに紹介した。
- ⑤ (ふるさと歴史館) 「しめ縄マスター」のボランティアの協力を得て市内小学校に出前授業を行い、稲わら関係の授業を実施した。
- ⑥ (ふるさと歴史館) こどもを中心とした「まゆだまづくり」を実施し、こどもの手でまゆだまかざりを作成し、ロビーでの展示を実施した。
- ⑦ (ふるさと歴史館) 1月～3月にかけて市内の小学校社会科見学向けの展示「なつかしい暮らしと道具たち」を開催し、小学校見学時には、学芸員による解説や石臼を回す体験、古い道具に触れるなどの事業を実施した。

評価 (達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下)

①（社会教育課）概ね達成した。

地域の方の力を借りることによりさまざまな伝統文化活動が実施できた。

②（公民館）達成した。

③（公民館）達成した。

④（ふるさと歴史館）達成した。

⑤（ふるさと歴史館）達成した。

⑤（ふるさと歴史館）達成した。

⑥（ふるさと歴史館）達成した。

今後の取組の方向性

①（社会教育課）伝統文化を子どもたちに引き継いでいくことは大切なことであり、今後も関係団体に協力をいただき、このような機会の提供を継続していきたい。

②（公民館）一流の芸術家による本格的なお稽古を受けることができるので、質の高い子ども向けの事業としてこれからも東京都などと共催事業として取組みを行なってゆく。

③（公民館）東京都無形文化財の説経節の認知度を上げるべく、ふるさと歴史館と協力し普及活動を推進する。

④（ふるさと歴史館）24年度からは新たなボランティアを組織し、一層の活性化を行う。

⑤（ふるさと歴史館）引き続き実施したい。24年度からは新たなボランティアを組織し、一層の活性化を行う。

⑥（ふるさと歴史館）引き続き実施したい。24年度からは新たなボランティアを組織し、一層の活性化を行う。

⑦（ふるさと歴史館）引き続き実施したい。24年度からは、市民ボランティアを活用して、学校教育の利用を促す。

（9）喫緊の課題である地球温暖化防止のために、小・中学校におけるCO₂削減をはじめとする環境教育の充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

①（指導室）「CO₂削減アクション月間」への参加

- ・東京都教育委員会が6月に実施した「CO₂削減アクション月間」に、全小・中学校が参加し、保護者の協力も得ながら1週間にわたり、家庭での日常生活において二酸化炭素の排出削減に取り組んだ。
- ・本市の1778名の児童と1469名の生徒が参加し、9118kgの二酸化炭素の削減を達成した。

評価 （達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）

①（指導室）概ね達成した。

「CO₂削減アクション月間」での取組に終始することなく、年間を通じて省エネルギー・省資源にかかわる環境教育の充実を図り、持続可能な社会の実現を推進する。

今後の取組の方向性

- ①（指導室）平成24年度以降も、全小・中学校が参加し、世界的に求められる二酸化炭素排出削減に取り組み、環境に対する意識の向上を図る。

【基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】

少子高齢社会の中で「明日を拓く、豊かな心と創造力を育てるまち」を目指す東村山市にあつては、活力ある社会を築いていくよう、個人の生活を充実するとともに、一人一人が社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(1) 生きがいやゆとりある人生を送ることを目的とした生涯学習を推進するため、学習や交流の機会、情報提供、社会参加の仕組みの整備など、市民の多様なニーズに対応した生涯学習計画を策定し、総合的・広域的に支援する。

担当課：社会教育課・市民スポーツ課・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

①（社会教育課）東村山市生涯学習人材バンク事業

市民の生涯学習活動を支援する為に人材バンクを作り各種指導者を登録し市民に紹介している（社会教育施設・情報コーナーに名簿の設置、市ホームページに掲載）また、社会教育課のカウンター付近に、生涯学習に関する情報コーナーを設置し、市民に情報を公開している。

②（市民スポーツ課）各種スポーツ教室の実施。各町体力づくり推進委員会の各種事業への支援を図った。

③（図書館）資料提供の充実

- ・多様な市民の暮らしに役立つ情報提供を行うため、幅広い情報収集に努めるとともに、生活情報を含む市民の関心や時機を捉えた図書情報展示等を行い、より多くの利用を促進した。
- ・行政施策に関する情報の収集・保存・提供の充実に努めた。
- ・「核兵器廃絶と平和展」に伴う「原爆に関する図書目録」の発行や図書展示等、生涯学習関連機関への資料提供等を行った。
- ・視覚障がい者への情報提供として、録音図書の作成・購入・貸出（貸出数655タイトル）、市報・市議会だより等のカセット貸出（貸出数846巻）、対面朗読（215回）を行った。
- ・視覚障がい者へのデイジー化情報提供の充実を図るため、環境整備および研修を行った。
- ・英語・中国語・韓国／朝鮮語資料や日本語学習資料の収集、外国語資料目録を作成した。
- ・大きな活字の本の収集と各館のコーナーでの貸出、大活字図書目録を作成した。

④（公民館）市民講座の開催

- ・市民から講座テーマを募集し、市民講座ボランティアと協働して講座を企画運営した。
- ・社会問題や教育問題など身近なテーマを取り上げ企画した。
- ・文化的、スポーツ的な講座を実施した。（11講座延べ240名）
- ・知的障害者青年学級として障害者に向けて生活習慣の習得と生活圏の拡大を目指した講座を年間通して実施した。（12回参加者18名）
- ・シニア学級として60歳以上の市民を対象に実施した。（2講座参加者31名）

⑤（ふるさと歴史館）歴史館の展示、講座、講演会、体験学習等を通じて、郷土に関わるさまざまな生涯学習の機会を創出した。

⑥（ふるさと歴史館）はっちこっくメイトやしめ縄マスター等のボランティア活動を通じて、やりがいのある活動としてのボランティア活動の充実を図った。

評価	（達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）
----	--

①（社会教育課）概ね達成した。

人材バンクを活用し情報提供を行った。

②（市民スポーツ課）概ね達成した。

一部、参加者が定員に満たない教室があった。

③（図書館）概ね達成した。

情報提供を適切に行うための資料が充分には購入できなかった。

④（公民館）概ね達成した。

講座によっては、参加者の高齢化が進んでいるので、幅広い年齢層からの参加者を募りたい。

⑤（ふるさと歴史館）概ね達成した。

さまざまなバリエーションの事業実施を行ったが、今後は、費用対効果等の側面から事業展開をより深く考えることを十分に行いたい。

⑥（ふるさと歴史館）達成した。

今後の取組の方向性

①（社会教育課）多様な市民ニーズに対応する為に、生涯学習人材バンクと生涯学習に関する情報提供の充実を図っていきたい。

②（市民スポーツ課）今後さらに各事業に参加する方を増やし、スポーツを通じたコミュニティづくりを支援する。

- ③（図書館）今後も、市民の課題解決に役立つ情報の収集・提供・保存の推進に努める。
- ④（公民館）参加者の年齢が比較的高い方に偏ってきているため、開催日・時間を多様化させ参加者の拡大を図る。また、社会情勢の変化に対応した講座の企画運営を心がけ、市民に提供する。
- ⑤（ふるさと歴史館）市民ニーズを取り込み、さまざまなバリエーションの学習の機会を創出できるように内容面の検討も行う。
- ⑥（ふるさと歴史館）ボランティアの機能を強化し、やりがいとしての活動を一層充実できるように内容面の検討を行う。

（２）公民館・図書館・ふるさと歴史館などの機能を十分に発揮して、社会教育活動の充実を図るとともに、学習成果を地域の活動に生かせる人材を育成し、家庭や地域の教育力の向上を図る。

担当課：社会教育課・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

- ①（社会教育課）文化協会主催の「文化のつどい」（２３年度は震災のため中止）や市民文化祭実行委員会主催の「市民文化祭」を、中央公民館を中心に開催し、社会教育活動の充実を図ったことで、人材育成や教育力の向上の場を提供した。
- ②（社会教育課）健全育成大会・市民の集い・多摩六都ヤングライブフェスティバル等を公民館で開催し、人材の育成と教育力の向上を図った。
- ③（図書館）図書館関連団体との連携・共催事業の推進
 - ・東村山朗読研究会会員を対象とした研修会開催等によるスキルアップへの支援を行い、協働による障害者サービスを実施した。
 - ・東村山製本研究会との共催による製本講座・親子豆本作り講座を開催して市民への啓発を図るとともに、図書館資料修理の協力を得ることができた。
- ④（図書館）子どもの読書に関わる市民活動の支援【再掲 ２－（３）⑧】
 - ・子どもの読書活動に関わる市民を対象とした東村山市子ども読書連絡会（２回開催、延べ４５人参加）開催により、情報共有の場の充実を図った。
 - ・学校での読み聞かせをする保護者のための「読み聞かせ入門講座」（５回、１３０人参加）や市民との協働事業として４年目となるボランティア育成のための連続講座「子ども読書応援団養成講座」（全７回実施、延べ６９０人参加）等を実施した。

・ 地域児童図書館への支援事業として、補助金助成（1団体、257,500円）を行った。

⑤（公民館）音声PCサポートセンター

・ 東村山音声PCサークルと協働し、視覚障害者に音声PCの基本操作などサポートした。

・ 公民館が会場・設備の準備と運営の相談を受け、指導を東村山音声PCサークルで受け持ち月4回、年間実施をおこなった。（参加者年42回336名）

⑥（ふるさと歴史館）たいけんの里のメイトのボランティア活動面を強化した。

⑦（ふるさと歴史館）講座「東村山学」をはじめとする講演会・講座を実施し、生涯学習の機会を多く創出した。

⑧（ふるさと歴史館）学校における出前授業等にもボランティアを活用し、歴史館の活動を通じて得た学習を地域に還元した。

評価	（達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）
----	--

①（社会教育課）概ね達成した。

文化協会、文化祭実行委員会と連携して施設を有効利用し、社会教育活動の充実を図った。

②（社会教育課）概ね達成した。

社会教育課の諸事業で施設を有効利用し事業実施を行うことができた。

③（図書館）概ね達成した。

デージー資料の作成など新たな業務が増えている障害者サービスについて、東村山朗読研究会の負担が増えており、協働の在り方について整理すべき点がある。

④（図書館）達成した。

多くの研修会等を実施して、活動内容の充実のための支援ができた。

⑤（公民館）達成した。

⑥（ふるさと歴史館）達成した。

⑦（ふるさと歴史館）達成した。

⑧（ふるさと歴史館）達成した。

今後の取組の方向性

①（社会教育課）文化協会、文化祭実行委員会と連携を取り、施設を有効活用し、より一層の事業充実を図って行きたい。

②（社会教育課）企画を検討し、観客の増員を図るなどより一層の事業の充実を図る。

- ③（図書館）障害者サービスについては十分な協議を行い、多様な視点を持って地道な活動を継続している図書館関連団体との協働により、更なる図書館活動の充実を図る。
- ④（図書館）今後も市民間の連携及び市民と行政との協働体制の充実に努める。特にボランティア養成事業については、第4次総合計画実施事業に位置付け、継続実施していく。
- ⑤（公民館）障害支援課の支援を受け行なっている事業であるが、PC等の機器の老朽化やOS等のソフトの更新が課題となっている。東村山音声PCサークルの指導力も向上していることから、障害支援課と共に事業の推進・変更を検討していく。
- ⑥（ふるさと歴史館）ボランティアが主となり、体験事業を実施する。
- ⑦（ふるさと歴史館）ふるさと歴史館学芸員が講師となる「東村山学」の活性化により、社会教育・生涯学習に寄与する。また、展示に付随した講演会等の充実により学習を深化させるステージも用意する。
- ⑧（ふるさと歴史館）学校教育が欲する地域資料について学校との連携を行い、より一層の学校教育の支援をおこないたい。

（3）市民のだれもが芸術・伝統文化などに親しみ参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実を図る。

担当課：社会教育課・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

①（社会教育課）市民文化祭の開催

5月には文化協会主催の「文化のつどい」があるが東日本大震災のため中止となった。秋には市民（実行委員会）が中心に作り上げる「市民文化祭」があり、社会教育・生涯学習団体（個人）123団体が参加し活動の成果発表と交流を深めた。また、来館者には気軽に文化に触れられる機会を提供した。

②（図書館）読書に出会える場の充実

- ・市民の多様な学習スタイルや読書要求に応えるため、幅広い資料情報の収集・整理・保存・調査・提供の各機能の強化に努めた。
- ・地域の歴史・文化に関わる情報や、武満徹、草野心平等のゆかりのある作家の情報収集や提供、保存を継続して行った。
- ・市民の関心や時機をとらえた提供の工夫として、テーマを設定した図書の展示を全館で延べ117回実施した。

③（公民館）土曜寄席の開催

・伝統芸能である「落語」を各館で開催し、市民交流の場を提供した。

（6回延べ入場者663名）

④（公民館）圏域美術家展の開催

・多摩北部都市広域行政圏協議会との共催により、圏域内に住む美術家による作品展を開催した。（延べ来場者1,142名）

⑤（ふるさと歴史館）年間を通して、年中行事（しめ縄・正月・まゆだまかざり・節分・ひなまつり・端午の節供夏まつりなど）の展示を行った。

⑥（ふるさと歴史館）しめ縄づくりを市民参加で実施した。また、その補助講師としてボランティアである「しめ縄マスター」が活躍している。

⑦（ふるさと歴史館）市民参加でまゆ玉づくりを実施し、市民の手でまゆ玉飾りを作成し、ロビーに展示し、広く市民に紹介した。

⑧（ふるさと歴史館）東京都無形文化財三代目若松若太夫の説経節を実施した。

評価	（達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）
----	--

①（社会教育課）達成した。

文化祭、文化のつどい、ヤングライブフェスティバルを通じ、市民だれもが芸術・文化、伝統文化に親しむことの機会を設けることができた。

②（図書館）概ね達成した。

限られた資料費を活用する中で、多面的な情報提供ができた。

③（公民館）達成した。

④（公民館）達成した。

⑤（ふるさと歴史館）達成した。

⑥（ふるさと歴史館）達成した。

⑦（ふるさと歴史館）達成した。

⑧（ふるさと歴史館）達成した。

今後の取組の方向性

①（社会教育課）市民文化の創造・交流の場として、継続して実施する。

- ②（図書館）引き続き適切な情報の収集や提供、施設管理による快適な読書環境の整備を行う。
- ③（公民館）今後もホール公演事業開催に努め、市民の文化の創造・交流の場の提供を図る。
- ④（公民館）多摩北部都市広域行政圏協議会との共催であるため、事業は完結したが他市への協力を行い、充実を図る。
- ⑤（ふるさと歴史館）引き続き実施し、広く市民に周知したい。
- ⑥（ふるさと歴史館）24年度から新たなボランティアを組織し、市民の活躍するステージをつくっていく。
- ⑦（ふるさと歴史館）24年度から新たなボランティアを組織し、市民の活躍するステージをつくっていく。
- ⑧（ふるさと歴史館）引き続き実施し、広く市民に周知したい。

（４）東村山市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、国宝の正福寺地藏堂や八国山たいけんの里にある東京都指定下宅部遺跡漆工関連出土品等、東村山市の特色ある文化財の公開・活用を進める。

担当課：ふるさと歴史館

施策の取組状況

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①（ふるさと歴史館）たいけんの里で文化財ウィークに伴い、東京都指定下宅部遺跡漆工関連出土品等を公開した。 ②（ふるさと歴史館）東京都文化財ウィークで市内の文化財を公開した。 ③（ふるさと歴史館）下宅部遺跡はっけんのもり・たいけんの里アニバーサリー等で下宅部遺跡を広く公開した。 ④（ふるさと歴史館）指定文化財交付金交付や無形文化財保護団体への補助金等を行い、文化財保護事業の推進を行った。 ⑤（ふるさと歴史館）文化財ウィークの参加事業として歴史館・たいけんの里で事業（東村山学・わらじを履いて山を歩く・企画展など）を実施した。 |
|---|

<p>評価 （達成した＝80%以上 ・ 概ね達成した＝79～60% ・ 不十分であった＝59%以下）</p>
--

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①（ふるさと歴史館）達成した。 |
|---|

- ②（ふるさと歴史館）達成した。
- ③（ふるさと歴史館）達成した。
- ④（ふるさと歴史館）達成した。
- ⑤（ふるさと歴史館）達成した。

今後の取組の方向性

- ①（ふるさと歴史館）引き続き実施し、さまざまな視点での展示を行う。
- ②（ふるさと歴史館）引き続き実施し、市内外への周知に努める。
- ③（ふるさと歴史館）引き続き実施し、体験事業等を通して子どもたちへの関心も高める。
- ④（ふるさと歴史館）引き続き実施し、文化財保護に努める。
- ⑤（ふるさと歴史館）市内外への周知を行い、多くの市民が参加できるよう実施する。

（５）平成２５年にスポーツ祭東京２０１３として開催される第６８回国民体育大会バスケットボール競技少年女子大会や、デモンストレーション行事としてティール大会の開催に向け、スポーツ都市宣言を行っている東村山市として市・教育委員会・社団法人東村山市体育協会・体力づくり推進委員会及び各関係機関と市民が一体となり、開催準備を進める。また、スポーツ祭東京２０１３に向けて、社団法人東村山市体育協会がすすめる選手育成・強化事業を支援するとともに、更なるスポーツ振興と体力づくり活動の推進によりスポーツを生涯の友とする「生涯スポーツ社会」の実現を図る。

担当課：市民スポーツ課・国体推進室

施策の取組状況

- ①（市民スポーツ課）国体を見据えたジュニア育成地域推進事業の積極的な事業展開を図った。（実施競技：ソフトテニス、卓球、バレーボール、サッカー、陸上 計５競技）
参加者実績：小学生 のべ ７０名（卓球、陸上 計２競技）
中学生 のべ１７２名（５競技）
- ②（国体推進室）スポーツ祭東京２０１３東村山市実行委員会及び各種専門委員会を開催し、具体的な業務区分に応じた準備を進めた。今後も実行委員会や専門委員会で議論された内容を基に、更なる市民への周知と広報活動を進めていく。

評価 (達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下)

① (市民スポーツ課) 達成した。

② (国体推進室) 概ね50%程度と考える。

実行委員会及び専門委員会を開催し、国体に向けた具体的な取り組みの内容を協議し準備を進めているが、市民への周知活動については、全町的な気運醸成まではいたらなかったと感じている。

今後の取組の方向性

① (市民スポーツ課) 今後さらに国体の本開催を見据えたジュニア育成地域推進事業の積極的な事業展開を図り、選手の強化育成と底辺拡大の支援に努める。

② (国体推進室) 東村山駅東口にカウントダウンボード設置や市内各種行事でのPR活動を引き続き展開し、更なる国体開催への気運醸成に努める。また、リハーサル大会では実施本部を設置し、体育協会・スポーツ推進委員会・体力づくり推進委員会及び各関係機関への協力、連携体制を確立させ、本大会に向けた準備を進めていく。今後、市内での更なる国体開催への周知及び気運醸成については、庁内から発信する広報活動と、市内各所での行事等でのPR活動を強化し、商工会やスポーツ関連団体との協力体制を更に強化し、市民一体となり開催に向けた準備を進める

【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

21世紀の教育改革を推進するためには、
家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。
そのために、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営の支援を目指す。

(1) 二学期制の充実に伴い、学校経営の更なる改革を推進し、継続的かつ計画的に教育活動の質的な向上を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

①（指導室）教育課程の適正な管理

- ・各校の教育課程編成において、小・中学校における新しい学習指導要領の全面実施に向けて、学校訪問や教務主任会において指導・助言を行なった。また、事前相談等の際に二学期制の利点を生かした取組の推進や新しい学習指導要領の趣旨が反映されるように指導・助言した。
- ・新しい学習指導要領への移行措置期間にあたり、指導内容と授業時数への変化に的確に対応できるように、授業時数集計表により各学校の進行状況を確認するとともに、適正な実施に向けて指導した。

評価 (達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下)

①（指導室）達成した。

今後の取組の方向性

- ##### ①（指導室）二学期制の利点を生かした取組を支援するとともに、小・中学校において新しい学習指導要領全面実施への対応が適正に進められているか、学校訪問等を通して実態を把握するとともに、必要な指導・助言を行い、学校経営の更なる改革を推進する。

(2) 学校評議員制度の積極的な活用を図り、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、適正な学校評価を実施し、その結果を学校経営に反映させ、開かれた学校づくりを一層推進する。

施策の取組状況

①（指導室）「学校評議員制度」の充実

- ・市内の小・中学校が保護者や地域の信頼に応え、より開かれた特色ある学校づくりを推進するため、学校を支援する学校評議員を定めた。
- ・各校では年間3回程度評議員会を実施し、学校経営の他、児童・生徒の様子等について意見をいただき、教育活動への評価や今後の方針について助言を得た。
- ・5月に学校評議員全体会を実施し、教育長より「東村山市の教育の現状と今後の方向性」について、指導主事より「教育活動を充実させるために学校評議員に期待すること」について理解を求めた。
- ・市のホームページに「東村山市学校評議員の取組」を掲載し、広く市民に周知を図った。

②（指導室）「学校評価」の実施

- ・学校評価及び学校関係者評価を市内全校で年2回実施し、評価計画と評価報告書の提出を求めた。
- ・学校評価報告書について、各校のホームページへ掲載し、周知を図った。

評価 （達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）

①（指導室）達成した。

②（指導室）達成した。

今後の取組の方向性

- ①（指導室）学校評議員全体会等で、学校評議員の役割としてお願いしたいことを具体的に示し、学校評価への参加を促進させ、学校経営の改善に資することができるようにする。
- ②（指導室）学校評価及び学校関係者評価により明らかになった課題を学校経営の一層の改善につなげることができるよう指導・助言を継続する。

（3）地域との連携を図るための教育ネットワークづくりを推進するとともに、地域における「土曜講座」などの多様な体験活動の充実を図り、地域に根ざした教育を一層推進する。

施策の取組状況

①（社会教育課）土曜開放推進事業の実施

市立小・中学校において、土曜開放推進団体による児童・生徒向け事業が実施されている。特色ある講座の実施や取組が行われている。地域を巻き込みイベント等も開催され地域・家庭・学校が連携している。

評価 （達成した＝80%以上 ・ 概ね達成した＝79～60% ・ 不十分であった＝59%以下）

①（社会教育課）概ね達成した。

土曜講座を通じて地域に根ざした教育が実践でき多様な体験活動を実施できた。

今後の取組の方向性

①（社会教育課）地域に根ざした教育を推進していくために、今後も学校・家庭・地域の連携を強化し、事業を支援していく。

（４）学校教育の改善に対する各学校の自主的・自律的な取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、主幹教諭や主任教諭の配置と活用により学校の組織的な課題対応力の向上を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

①（指導室）「管理職研修」の実施

- ・本市における教育課題についての理解を深めるとともに、学校管理運営に関する資質・能力等の向上を図った。
- ・校長研修会（年間１回）
「保護者や地域住民の要望への対応の仕方」
- ・副校長研修会（年間２回）
「事件・事故の際の危機対応、緊急支援」
「不登校の理解と対応」

②（指導室）「主幹教諭研修」の実施

- ・本市における教育課題についての理解を深めるとともに、校長・副校長の補佐、調整、人材育成、指導・監督などの主幹教諭の職務に必要な資質・能力の向上を図った。
- ・全主幹教諭対象
「いじめの理解と対応」
- ・新任主幹教諭対象
「学校組織におけるリーダーに期待すること」

「保護者対応」

- ・全主幹教諭は、東京都教育委員会の主催する「人権教育研究協議会」に主幹教諭研修の一環として参加した。

③（指導室）「主任教諭研修」の実施

- ・主任教諭としての職務内容を理解するとともに、必要な資質・能力の向上を図った。

「主任教諭の役割と人材育成」「校内における助言力の向上に向けて」講義及び演習を行った。

評価 （達成した＝80%以上 ・ 概ね達成した＝79～60% ・ 不十分であった＝59%以下）

①（指導室）達成した。

②（指導室）達成した。

③（指導室）達成した。

今後の取組の方向性

- ①（指導室）教育界の動向に注視するとともに、本市の学校管理職のニーズの把握に努め、講師選定も含め研修内容の一層の充実を図る。
- ②（指導室）学校運営において主幹教諭が効果的に機能し、学校の組織的運営に資するよう、講師選定も含めた研修内容の一層の充実を図る。
- ③（指導室）学校運営において主任教諭が効果的に機能し、学校の組織的運営に資するよう、講師選定も含めた研修内容の一層の充実を図る。

（5）教員の資質・能力の向上を図るため、教員の職層やライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、体系的な研修の質的充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

①（指導室）研修事業の実施

- ・「初任者研修」「2年次研修」「3年次研修」「4年次研修」「10年経験者研修」において、授業研究を含め、年次に合わせた指導方法の工夫・改善に資する研修を系統的に行った。
- ・夏季休業日中に以下の内容で「夏季集中研修」を希望者対象に実施した。

「よりよい人間関係や社会を高める学年・学級経営」

「授業力の向上に向けて」

「ミドルリーダーとしての役割と人材育成」

「理科指導法研修」
「児童・生徒理解と学級経営」
「学校組織におけるリーダーに期待すること」
「保護者対応」

- ・東京都教職経験5年以上程度の職務遂行意欲の高い教員で、学校長から推薦された者に対して「ミドルリーダー養成研修」を実施した。本研修をとおして、校内で中核的な役割を果たすことができるように、演習を中心に助言力の向上を図った。

評価 (達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下)

① (指導室) 概ね達成した。

若手教員の増加や管理職受験者数の減少、特別支援教育の推進等の課題を踏まえ、各種研修内容のさらなる充実に努める必要がある。

今後の取組の方向性

① (指導室) 年次や職層、及び受講者のニーズや本市の将来的な教育の方向性を踏まえて、研修体系や研修内容の一層の改善・充実を図る。

(6) 保護者、地域住民等の学校外の人材を活用するなどして、学校経営のより一層の充実を図る。

担当課：指導室

施策の取組状況

① (指導室) 「学校評議員制度」の充実【再掲 4- (2)】

- ・市内の小・中学校が保護者や地域の信頼に応え、より開かれた特色ある学校づくりを推進するため、学校を支援する学校評議員を定めた。
- ・各校では年間3回程度評議員会を実施し、学校経営の他、児童・生徒の様子等について意見をいただき、教育活動への評価や今後の方針について助言を得た。
- ・5月に学校評議員全体会を実施し、教育長より「東村山市の教育の現状と今後の方向性」について、指導主事より「教育活動を充実させるために学校評議員に期待すること」について理解を求めた。
- ・市のホームページに「東村山市学校評議員の取組」を掲載し、広く市民に周知を図った。

② (指導室) 「教員サポーター派遣事業」の実施【再掲 2- (5) ②】

- ・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する通常の学級に人材を派遣し、個々の教育ニーズに応じた指導方法等の充実を図った。
- ・教員サポーターには論作文及び面接によって選考された教員免許取得者を充て、学校の要

請を個々に審査した上で、平成23年度は15名を20校（小学校14校、中学校6校）に配置した。

③（指導室）「東村山市教育学生ボランティア」の派遣【再掲 2-（2）①-③】

- ・各学校に教育学生ボランティアを派遣し、教育活動全般にわたり学級担任や教科指導者の支援を行った。
- ・平成23年度は、57人のボランティアの登録があり、17校（小学校10校、中学校7校）に派遣した。

評価 （達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）

①（指導室）達成した。

②（指導室）概ね達成した。

学校からの教員サポーターの派遣要請に十分に答えることができるよう、さらなる人材の確保に努める必要がある。

③（指導室）概ね達成した。

小学校では全校で実施できるよう、学生ボランティアの確保に向けて、近隣の大学等へのさらなる周知を図る必要がある。

今後の取組の方向性

①（指導室）学校評議員全体会等で、学校評議員の役割としてお願いしたいことを具体的に示し、学校評価への参加を促進させ、学校経営の改善に資することができるようにする。

②（指導室）学校からの教員サポーターの派遣要請に十分答えることができるよう人材の確保に努めるとともに、学校における活用の実態を学校訪問等により把握し、効果的に活用されるよう努める。

③（指導室）教員養成系大学への周知を図り、ボランティアを希望する学生の人数と質の確保を図り、各校の要請に応えられるようにする。

（7）学校内外における児童・生徒の安全を確保するため、セーフティ教室の実施や学校での地域安全マップの作成等、安全教育の充実を図るとともに、防犯体制の整備やボランティアへの巡回の働きかけ等、警察、学校、保護者、地域が一体となった取組を推進する。

担当課：庶務課・学務課・指導室

施策の取組状況

- ①（庶務課）教育委員会職員に対して、新入学時期の4月を中心に外出時に「防犯」腕章の着用を呼び掛け、児童・生徒の安全確保の為の啓発を行った。
- ②（庶務課）防犯カメラの画像記録装置のハードディスクの交換を行い、機器の延命化を図った。
- ③（学務課）交通防犯指導員の配置（全小学校15校に配置）
 - ・交通車両や防犯上の安全確保の観点から、児童の登下校の際に学校から要望のあった箇所に配置。
 - ・（社）シルバー人材センターに業務委託
- ④（指導室）「セーフティ教室」の実施【再掲 1－（4）③】
 - ・児童・生徒が非行を行ったり、犯罪被害にあったりすることなく、心身ともに健康で充実した学校生活を送ることができるよう、保護者や都民の参加の下に、家庭や地域と連携した非行・犯罪防止教育を推進した。
 - ・各学校において、教育課程に位置付け、児童・生徒を対象とする学習活動と保護者や地域住民、関係諸機関等による意見交換会等の2部構成で実施した。
- ⑤（指導室）「地域安全マップ」の作成
 - ・市内全小学校において、教育課程に位置付けて「地域安全マップ」の作成を行った。
 - ・作成指導員等の人材を活用し、実施内容の充実を図った。
 - ・全小学校に地域安全マップ作成計画を教育課程届の補助資料として位置付け、各小学校での確実な実施を促した。

評価	（達成した＝80%以上 ・ 概ね達成した＝79～60% ・ 不十分であった＝59%以下）
----	--

- ①（庶務課）概ね達成した。
啓発の周知は行なっており、抑止力の効果はあると判断されるが、不審者数が減少している等の具体的な数値としては捉えにくい点が課題である。
- ②（庶務課）概ね達成した。
最重要な画像記録装置のハードディスクは交換したが、カメラやモニター等は既存対応を図っている。
- ③（学務課）概ね達成した。
全校配置であるが、登下校配置を全校にしたい。
- ④（指導室）概ね達成した。
指導内容及び方法や意見交換会の在り方等の工夫を図る必要がある。

- ⑤（指導室）達成した。

今後の取組の方向性

- ①（庶務課）内部・外部を問わず、集まりのある機会を通じて、児童・生徒の安全確保に対する意識付けを図り、協力を求めていく。また、数値として啓発の効果が表れているかを防災安全課へも図っていききたい。
- ②（庶務課）維持管理については都度修繕対応となるため、計画的な更新も今後の課題となる。
- ③（学務課）・学校のなかには、現状以外にも児童の登下校において危険箇所があり、交通防犯員の要望もあるが、その点では対応しきれない部分もあり、今後の課題である。
- ④（指導室）学習活動の内容の充実を図るとともに、意見交換会の一層の活性化を図られるよう指導・助言する。
- ⑤（指導室）毎年の取組であるが、常に地域の状況の変化に合わせ、内容を更新していくよう指導・助言し、一層の充実を図る。

（8）学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

担当課：庶務課・社会教育課・市民スポーツ課・図書館・公民館・ふるさと歴史館

施策の取組状況

- ①（庶務課）各学校の施設（体育館・校庭・教室）の貸出を行った。
総貸出件数40件、うち使用料免除24件、有料貸出16件であった。
- ②（庶務課）施設使用申請書の書式を変更し、分かりやすく改善した。（A4版・4枚複写式）
- ③（社会教育課）学校施設コミュニティ開放事業
 - ・市民の多様なニーズに対応し、学校施設を学校教育以外にも活用するため、施設の開放を積極的に行い、地域のコミュニティセンターとして、また、生涯学習の場として活用されている。
 - ・各学校単位で、学校施設コミュニティ開放推進委員会が組織され、地域住民の自主的な関わりの中で積極的に運営されている。
- ④（市民スポーツ課）スポーツ開放を実施し、市民への利用の機会を図った。
- ⑤（図書館）適切な蔵書管理を行うため、緊急雇用創出事業として書庫資料の整理・除籍を進めた。除籍資料は、児童書の一部は子ども関連施設で再活用するほか、リサイクル会で

市民に無料配布した。

⑥（公民館）夏休み学習室の開設

・萩山・秋津・廻田の集会室を学習室として開放し、学習の場の提供を行なった。（延べ参加者45名）

⑦（公民館）元気アップ教室の開催

・市民スポーツ課主催事業である元気アップ教室開催のために場の提供を行い、施設の効率的な運用を図った。（延べ参加者533名）

⑧（ふるさと歴史館）歴史館の施設を利用しない日・時間には市民に施設を貸出す。

⑨（ふるさと歴史館）公文書保存を推進し、広く市民に活用できる環境整備を行う。

評価	（達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）
----	--

①（庶務課）概ね達成した。

学校行事等の関係で年度により使用状況が異なり、数値のみで判断できにくい面はある。ホームページや市報等での情報発信はしているが、学校行事等での兼ね合いで利用者の都合と合致しない面はある。

②（庶務課）概ね達成した。

平成23年度中に見直しをしたが、平成24年度申請分から適用する。

③（社会教育課）達成した。

学校開放を通じて、施設の効率的な活用が図られ市民のために活用できた。

④（市民スポーツ課）達成した。

⑤（図書館）達成した。

共同書庫資料の整理が進み、書庫の収容冊数の5%を削減し、新たなスペースの確保ができた。

⑥（公民館）概ね達成した。

公民館として、意図していたほどの利用がなかった。

⑦（公民館）達成した。

⑧（ふるさと歴史館）概ね達成した。

施設貸出については、着実に進んでいるが、施設の貸出状況の稼働率が低い。

⑨（ふるさと歴史館）概ね達成した。

資料収集については、着実に他に数・種類を増やしたが、収蔵庫の環境整備が不十分である。

今後の取組の方向性

- ①（庶務課）施設開放は、他事業の合間を縫っての貸出の為、大々的な貸出はできないが、引続き効率的な運営に努める。コミュニティ開放等による団体登録利用や学校活動との関係において、支障のない範囲での活用を引き続き図っていく。
- ②（庶務課）誰もが分かりやすく管理しやすい形態にしていきたい。書式については、在庫との兼ね合いを考慮しながら、引き続き利用しやすい形態に見直していきたい。
- ③（社会教育課）学校教育に支障がない範囲での施設開放であるため、使用に制限はあるが地域と学校が連携し効率的な運営を継続していくための支援をしたい。
- ④（市民スポーツ課）今後、さらに効率的な運営が図れるか検討する。
- ⑤（図書館）図書館の保存機能を踏まえながら施設の老朽化、狭隘化にも対応していく効果的・効率的な施設運営に努める。
- ⑥（公民館）参加者数が少ないため、方法等を再考し事業展開を図る。
- ⑦（公民館）今後も協力し事業の推進を図る。
- ⑧（ふるさと歴史館）反省を踏まえて引き続き実施する。
- ⑨（ふるさと歴史館）検討の機会を頻繁に持ち、引き続き実施する。

（9）学校における個人情報の管理を徹底し、外部への流失等を防止する。

担当課：指導室

施策の取組状況

- ①（指導室）サービス事故防止についての指導の徹底
 - ・全ての小・中学校を対象に実施する定例訪問において、指導室長からサービス事故防止に向けた講話を行った。その際、USBメモリの紛失による個人情報についても具体的事例として取り上げた。

評価 （達成した＝80%以上 ・ 概ね達成した＝79～60% ・ 不十分であった＝59%以下）

- ①（指導室）概ね達成した。

昨年度は本市において、児童・生徒の個人情報紛失にかかわるサービス事故が2件発生したため、定例訪問の機会や各種委員会及び研修会等をとおして、教員の意識の徹底を図るよう努める必要がある。

今後の取組の方向性

- ①（指導室）平成24年度についても、定例訪問の機会を活用して、指導室長より服務に関する指導を行う。また、校内研修や各種委員会及び研修会等をとおして、具体的な事例を取り上げて教員の意識の向上を図るよう努める。

（10）東村山市耐震改修促進計画に基づき、学校施設の耐震化を推進する。

担当課：庶務課

施策の取組状況

- ①（庶務課）秋津小学校・萩山小学校・南台小学校・第三中学校・第四中学校の校舎、北山小学校の体育館に耐震補強工事を行い、6校13棟の耐震性を確保した。
- ②（庶務課）久米川小学校の体育館の建替えに伴う改築工事を行い、耐震性を確保した。
- ③（庶務課）22年度からの継続事業として、八坂小学校の体育館、秋津東小学校の校舎と体育館、久米川東小学校の校舎、第六中学校の体育館の耐震補強実施設計を行った。

評価 （達成した=80%以上 ・ 概ね達成した=79~60% ・ 不十分であった=59%以下）

- ①（庶務課）達成した。（耐震化率87.5%を達成した。）
- ②（庶務課）達成した。（計画に伴う5校の体育館の建替えが全て完了した。）
- ③（庶務課）達成した。（全ての耐震補強実施設計が完了した。）

今後の取組の方向性

- ①②③（庶務課）学校施設の耐震化は当初計画の平成27年度完了を前倒して、平成24年度をもって全校完了するが、今後は学校施設の老朽化対策等、市全体計画の中で教育環境の整備を目指す。

平成23年度主要施策の点検及び評価に関する有識者からの助言

高山 博之

(京都教育大学名誉教授)

1. 基本方針と施策の整合性

教育目標を達成するために四つの基本方針を立て施策を具体化する本市の方法は、多様で多量な業務の達成度を点検・評価する上で有効である。ただ、教育目標・基本方針・施策三者の整合性がきちんと取れているかどうかについてなお吟味が必要であろう。教育目標は概念的に記述され具体化されていないから、実際の施策とのずれを生ずることがよくある。基本方針を設定する段階で目標を分析し、施策にきちんと繋げることが大切であり、その作業を疎かにすると目標の具現化は難しくなるであろう。また、基本方針1～4の中で何度も重複して取り上げられる主題があるが、なお、整理と重点化が求められる。

(ア) 基本方針1について

道徳指導の重視は高く評価できる。人権教育、生命の尊重、公共心などに力点を置いていることも同様である。ただし、心の教育即道徳教育ではない。両者は深く関わっているが、個性的で内省的な心の問題に対して、道徳教育は規範意識や社会的に要請される態度や行動を問題にしなければならない。心理学的なカウンセリングだけでは道徳指導にはならない。道徳的体験活動、奉仕活動などの実践面にどう踏み込めるかも課題の一つであろう。

「家庭の日」や「東村山っ子育成塾」などの施策は注目に価するが、具体的な内容や規模は報告書の記述からは捉えられない。

いじめへの対策にも努力の跡がよく見え、高く評価できる。ただ、取組みの実際や効果、実態調査の結果などは家庭や地域にどの程度知らされているのであろうか。最近、いじめ問題がまたも大きくなっているが、発信される学校からの声、指導に当たっている教員の声は極めて小さいのが現状である。学校と地域との協力体制はどうなのかなども知りたいところである。

(イ) 基本方針2について

幼稚園・保育所から各校種間の連携を打ち出した点は評価できるが、幼・保と小学校との連携は具体的なものが見えない。国の政策との関係もあり、幼児教育の問題は今後大きくなることが予想される。特別支援教育は、かなり充実している感がある。職場体験などを中心としたキャリア教育も注目されるが、各校種間を通じた積み上げカリキュラムの公開を期待する。

学力調査と関連して、授業改善推進プランが「概ね達成した」とあるが、学力は他の地域と比較してどのような状況にあるのか関心が強いことと思う。どの程度公表されているのか、また授業改善の具体的な方策や点検の結果を明らかにしてほしい。新規のスポーツ教育についても同様である。

「伝統・文化」に関しては、伝統的な芸術・文化関係の体験活動を施策に多く盛り込んでいる点は大変良い。大きなねらいとして「国際社会に生きる日本人」を掲げているのだから、さらに進めて国語、社会、芸術、道徳などの教科や領域の指導計画に位置づけ、日本の精神性、文化の型などを教えることが大切である。カリキュラムの点検が必要であろう。環境教育に関する施策はやや不足気味のように感ずるが、原発事故を契機にエネルギー・環境への関心は急激に高まってきている。地球温暖化対策とともに、エネルギー教育への公正なアプローチがいま強く求められていることに配慮したい。

(ウ) 基本方針3について

高齢化社会到来に対応して、生涯学習に力を入れようとする姿勢は時宜にかなっている。多様な施策が進められているが、一定の効果を挙げつつあるように思う。市民文化祭の参加団体が多くなっているのは、その現れであろう。問題は、様々な活動が単なる個人的な趣味、一時的な楽しみに終始するだけのものであってはならない。生き甲斐に繋がる継続性のあるもの、社会に貢献できるものなどを目指して企画することが求められる。

施策の立案、実施については、縦割りのばらばらな形にならないよう特に注意が必要で検証の対象として取り上げるべきである。例えば、菖蒲まつりの企画や宣伝は、菖蒲の鑑賞や出店の案内だけではなく近傍の文化遺産や見学コースなどを紹介するなど、総合的に観光事業として進めることが望ましい。町づくりと一体となった事業の推進、統一的な推進組織の構想を期待したい。

スポーツについても同様のことが言える。我が国はスポーツ立国を目指しているが、本市は体力づくりの長く良き伝統を誇る。マンネリ化しないよう点検と評価をしっかりと行なってほしいが、イベント主義に陥らず日常生活の中で運動、スポーツに気軽に参加できる環境、施設、設備の充実に力を入れてもらいたい。快適な散歩を楽しめる遊歩道の整備なども広く進める必要がある。また、全体的に広報活動（PR、宣伝など）が消極的な感じがするがどうであろうか。文化祭や体育祭、国体などについての広域的なPR活動、宣伝の質と量、その方法などを点検し行事等を盛り上げる工夫を進めてほしい。

（エ）基本方針4について

「21世紀の教育改革……」とあるが、問題点は何か、改革の方向・視点などいま一つはっきりしない。学校五日制は定着したようだが、子供の生活はどう変わったのか、課題は何か、二期制の利点や効果等々、具体的に知りたいところである。土曜開放推進事業はよい試みであると思うが、その担当者、参加状況などの内容が見えない。

学校教育の充実と発展は、第一に校長のリーダーシップによると思うが、同時に教員集団の資と能力とやる気が何といても重要である。教員の能力を高め適正で意欲的な活動を引き出すことが、教育委員会の最大の課題だと言ってよい。教員研修が多様に実施されているようで大変良いと思う。管理職、主幹、主任、新任の研修が多いようだが、一般教員の研修はどういう状況なのか。近年、教育関係の学会などでも現場教員の参加が思わしくない実態がある。理由は明らかではないが、研修は自治体に頼らざるを得ない状況なのかも知れない。研究授業などの校内研修の実態も検証すべきであろう。

「安全」への施策に関しては、防犯、交通事故などへの対処は充実しているように受け取れるが、地震などの大災害への施策は余りはっきりとは見えない。周知の通り、東日本大震災は物心両面とも様々な課題を提示し、多くの教訓をも残してくれた。いま関東の直下型大地震、都市型大災害が予見されているが、学校における教員集団の迅速で組織的な対処が求められている。地域生活が閉鎖的になり学校と地域の連携に問題もあるが、創造的な施策を期待したい。

2. 施策の点検及び評価の課題

先にも述べたが、本市の点検・評価は目標に沿って四つの基本方針を立て、その基本方針を達成するための施策を立案、実施し結果を点検・評価する段取りを取っている。施策は、何らかの具体的な目標達成を意図して行なわれる。目標達成のために何をどのように実施したか、成果は何か、達成度はどの程度かを点検し評価する、さらに残された課題を明らかにして次の施策を考える、この一連の作業が評価活動である。今回の「施策の取組状況」は、具体的な記述が多く、「概ね達成した」と評定した場合は残された課題を明らかにし、課題解決の方途を「今後の取組の方向性」において明確に示した。この記述の仕方は大変良いと思うが、さらに問題をいくつか提示しておきたい。

(ア) 評価活動の主体は誰か……複数の施策担当者が行なっていると思うが、評価者は個人か合議によるか、担当者の自己評価だけか、第三者の評価を加味しているか等々を吟味して評価の妥当性を高める工夫をしていきたい。

三段階の評定で「不十分であった」とするものが皆無であるが、果たしてその通りなのか評価の方法とともに検証してほしい。また、評定尺度は三段階がよいか四段階か、パーセンテージは妥当かなども吟味の対象になろう。

(イ) 評価基準は明確化……評価基準は目標の具体化が基になる。各施策について〇〇を完成する、〇〇が出来るようにする等々の目指す達成度を明らかにした具体目標を設定する。これが評価基準になるが、目標が曖昧だと当然のように評価もいい加減なものになる。重要なことは、達成度を明確に示した具体目標ができているかどうかである。

(ウ) 施策の取組みの結果は的確に把握されているか……それぞれの施策への取組みの結果については、出来たこと、変容したことなどを明らかにすることが大事であるが、同時に数量（参加人員など）、規模、広がりなども捉えたい。

(エ) 教育目標・基本方針・施策は有機的に結びついているか……点検・評価の課題と直接の関係はないが、施策を決める根本は教育目標である。教育基本法が改正されたが、改正の趣旨は教育目標や基本方針、施策に生かされているか、東村山市の地域的特色に合っているか等々、さらなる検討を望みたい。

3. おわりに

優れた人材が輩出しなければ、国や社会は衰亡する。人材育成を担う教育の仕事は、地味ではあるが国の発展の根幹をなす。教育行政や学校教育に携わる人はまずこのことを肝に銘じなければならない。しかし、教育の施策は多岐にわたり、当局の苦心もさぞやと推察する。一市民として、その努力に感謝するとともに、本市の教育の益々の発展を願うものである。

平成23年度主要施策の点検及び評価に関する有識者からの助言

小 関 禮 子

(帝京大学教職大学院准教授)

(前 東村山市立野火止小学校長)

1 点検及び評価の対象と報告書の概要について

東村山市教育委員会は、市の教育目標及び基本方針の具現化のために、具体的な施策を設定し、取組みの重点化、焦点化を図るとともに、担当部署を明らかにしてその実現を目指している。

具体的な評価の項目となる施策・事業は、教育、芸術、文化、スポーツ等、極めて広範な内容におよび、今年度の点検、評価の項目は132にのぼる。数が多く、ややもすると総花的、網羅的になりがちな点検、評価の方法を克服し、ここでは重点的に実現状況を見取することを重視して取組んでいる。

各課・室・館・係によって設定された施策や事業は、基本方針実現のための重要性からみて適切であり、どの項目も具体的で、限られた予算の中で実現可能な施策を志向していることが見て取れる。また、取組みの方向もよく分かり、有効性についても十分理解できるものであると言えよう。取組み状況、さらに、実現状況についての点検・評価内容も妥当であると考えられる。

点検及び評価の結果は、国体開催への気運醸成等の取組みを除いてほとんどの事業が「達成」、「概ね達成」と評価されている。「概ね達成」とした場合には、すべて簡潔な記述があり、「達成」と言い切れなかった理由を窺い知ることができる。限界はあるが、評語を端的に説明するものとして参考になるものである。

したがって、これらの評価の結果については、各事業への取組みの具体的な状況や実現度を読めば、概ね納得できるものである。

(ただし、評価の結果を表す評語とその基準については、必ずしも明確でなく、今後検討が必要ではないかと考えており、後述する。)

以上、報告書を概観すると、課題となる施策の設定が適切であり、その実現に係る点検内容も、総じて満足できる状況にあると言えよう。多様な状況下、円滑な遂行や実現が困難な事業や取組みもあるはずである。一定の予算の中での取組を具体化した担当部署や関係者の努力に敬意を表したい。

2 基本方針にそっての意見

次に、報告書を精読し、紙幅の関係があるので、取り上げる内容に粗密ができるが、基本方針ごとにいくつか所見を述べる。

(1) 基本方針1 「人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成」

道徳授業地区公開講座は、全都の学校が悉皆で取組むこととされているが、「いのちとこころの教育」は、東村山市独自の取組みである。東村山市全体、学校、家庭、地域、行政がそれぞれの立場で、1年を通じて実施していく教育活動である。家庭や地域、子供たちに「東村山市では、いのちとこころの教育を重視している」ことを発信し、意識化を図る必要がある。

ここでは、「いのちとこころの教育週間」について、学校ごとに子供や地域の実態を踏まえて創造的に取組んでいることを評価したい。一方、この週間は、創設されてすでに10年が経ち、どのような背景や願いのもとに取組まれてきたのか、その経緯が次第に薄まるのではないかと懸念している。

子供の実態や時代の要請に応じて、新しい要素を取り入れながらも、施策を実施する教育委員会と子供たちの指導に当たる学校には、常に原点に立ち戻り、形骸化させない取組み内容と展開を望みたい。「市民の集い」等、各所管の連携により、活動を推進できたと報告書にもある。東村山市全体のうねりとなるよう、年間を通しての具体的な取組みと一層の充実を期待している。それが「いじめ問題」等への解決にもつながると信じる。

また、人権教育の推進にかかわって、近隣市との交流に言及しているが、今後、基本方針1に限らず、他の研究や実践においても、連携、交流を進め、問題意識の共有化を図って教育活動を充実することが求められる。

(2) 基本方針2 「豊かな個性」と「創造力の伸長」

新学習指導要領は、小学校では平成23年度から、中学校は24年度から全面実施された。学習指導要領の趣旨が各学校の全教育活動に反映されるよ

う、教育委員会の指導・支援が一層重要になる。各学校がその特色を生かしながら新しい教育を推進できるよう、教育委員会は学校と一体になった取り組みを行うことが大切である。

具体的な方策として、「指導方法工夫改善加配の活用」、「授業改善推進プランの活用」等が示されているが、これらの趣旨による工夫、改善が、日々の授業の一つ一つに生かされることが肝要であり、授業の不断の見直しにつながる取り組みになることが重要である。それが、子供の個性を伸ばし、学力の向上にもつながると考えるが、これらのすべてが、子供と直接かかわる教師一人一人の日常の指導にかかってくる。基本方針4とも関連するが、ここで、研修の充実に触れておきたい。「～研修会」と称さずとも、個々の教師のニーズに応えるゆとりある研修の充実を図るとともに、指導主事が各学校の研究分科会や市教育研究会の部会に参加するなど、小集団に対する相談や指導助言の機会を設け、教師の指導力の向上を図ることが望まれる。特に、東村山市に限らず、若手教員が急増しているが、その育成はさし迫った課題である。日常的に授業実践にかかわることや児童・生徒指導についてきめ細かく指導していく必要がある。各学校で行われる研修をふまえ、管理職や担当者とともに育成指導を進める方向性が大切である。

これまでも、東村山市教育委員会は、「学校に近い存在」と述べてきた。学校と教育委員会が互いに「よく見える」関係にあり、各課・室・館・係の実務において、日常的、精力的に学校との連携、協働を大切にした取り組みが行われてきた。今後も各担当が学校訪問や巡回を、短時間でも継続的に実施し、学校の状況やニーズを速やかに把握して問題に即応しつつ、年度の施策に反映していく必要がある。

学校のニーズに応えるという点で、学校図書館専任司書の配置を高く評価したい。2校に1名を配置することからの開始であるが、学校図書館の充実は、子供の読書環境だけでなく学習環境の充実を図るために効果的である。子供の読書活動は、読書習慣をつけたり豊かなところをはぐくんだりするだけでなく、確かな学力の育成にも密接に関連するからである。今後、1校1人配置に移行できるよう、この取り組みを学校とともに検証すること、また、学務課、指導室、図書館の連携を一層強化して、子供の読書活動の推進を図るための多様な取り組みを展開することを望むものである。

特別支援教育については、乳幼児期から学校卒業までを見通した多様な教育を展開するとの方向性が示され、その充実を今後大いに期待している。巡回相談員、教員サポーター派遣事業、学習支援のボランティア制度の更なる拡充など、学校や保護者のニーズに応える施策への発展が期待できるが、さらに、関係諸機関との連携のもと、保護者支援にも力を入れて頂きたい。教育と医療との連携についても、複数の課、室が協働して計画する必要があると考えている。

また、特別な教育的支援が必要な児童生徒のニーズに応えるとともに、各学校に特別支援教育推進の具体的な内容、方法等を発信する場としても活用するため、特別支援教室の増設についても、検討を願うものがある。

子供の安全、安心に関することについては、昨年度、災害や事故対応について詳しく述べたので、今回は、情報モラルについて触れておきたい。子供たちをめぐる情報や消費環境が日々変化し、子供が巻き込まれる事件も多発している中で、情報教育や消費者教育の推進は、子供の健全育成にも深く関連し、その充実が求められている。情報化の進展の中、ICTの活用とともに情報モラルを身に付ける指導は、今後ますます重要な視点となる。

消費者教育については、8月10日に消費者教育推進法が成立したばかりでもあり、今後、学校教育における多様、かつ、具体的な指導が求められるであろう。

一方、教育課題の一つである環境教育については、報告書によれば、地球温暖化防止のためのCO₂削減アクション月間への取組みが成果をあげている。これらの教育は、どれも生き方にかかわる教育である。問題となる現象面への対応のためのハウツーでなく、主体的に判断し、行動する子供の育成を目指して指導することが重要である。

また、基本方針2の冒頭には、子供に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、保育園、小学校が連携した就学前からの教育の在り方を改善する取組みを進める旨が記載されているが、これに対する取組み状況の記述がないのは残念である。基本方針3に関連して、(3)の項で詳述する。

(3) 基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

就学前の子供の教育は、家庭教育を基盤として、幼稚園や保育園など乳幼

児が生活する全ての場面で行われるものである。核家族化や地域の人間関係の希薄化など、現在の子育てをめぐる環境は、必ずしも良好な状況にあるとはいえない。基本方針2の①「子供に対する一貫性ある指導」の実施のため、また、保幼小の連携を推進するため、就学前の子供を対象にした教育の振興を図る必要がある。

具体的には、東村山市の指針として、育てたい子供像や幼児の指導として取組みたいことがらを策定することなどが考えられる。保育園や幼稚園、小学校低学年担当者、養護教諭などの知見を集めたり、子育てに関心の深い地域の方の経験から学んだりして、幼児期に身に付けたいことなどを明らかにする。そして、子育てにかかわる全ての場で、それぞれの家庭や園等の特色を生かしながら、緩やかに共通実践できるように支援することなどが考えられる。子育て支援ネットワーク等、教育委員会だけでなく、東村山市の他の部局等との協働も視野に入れたい。

(4) 基本方針 4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

「開かれた学校」は各種答申等にも挙げられ、制度的な変遷も見られるが、近いもので、2011年、学校の運営改善の在り方等に関する調査研究協力者会議の「子供の豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ」を引用する。ここでは、「全ての学校が、地域の人々と目標（「子供像」）を共有した上で、地域と一体となって子供をはぐくむ「地域とともにある学校」となることを目指すべきである。」と述べられている。

地域に開かれ、信頼される学校をつくるため、各学校は教育委員会の指導のもと、努力を重ね、学校の特色を生かして実践してきたが、今後は一層、「地域とともにある学校」、「参画型、参加協力型の学校」をキーワードに学校経営を進める必要がある。「目指す子供像」の共有は重要である。また、子供の意見を重視した三者協議会などの取組み事例もみられる。子供の思いや願いを学校経営にどう反映させるか、探っていくことも大切であろう。

3 評価の方法と評語

1で触れたが、施策や事業のほとんどが「達成」または「概ね達成」と評価されている。達成は（80%以上）、概ね達成は（79～60%）と示され

ているが、この数字は妥当であろうか。60%で概ね達成といえるのか、60%と79%の隔たりをどう捉えるのか、また、何をもって80%以上とするか、根拠が分かりにくい。

さらに、単年度内に実現可能な事業だけでなく、年次計画で取り組むべきものもあり、数年先までを視野に入れ、見通しをもって漸進的に取り組む方がよいものもある。単年度でみるものを基本にしながらも、年次計画で進めるものを併せていくことはいかがかと、一昨年来指摘してきたことである。国体推進室による、スポーツ祭東京2013の準備についての評価がそれを如実に物語っている。今年度の取り組みは、「概ね50%程度」とあるが、全町的な気運醸成には至らなかったのは、人々の関心が分かれるところであり、初年度だからではないだろうか。単に取り組みの内容や取り組み方だけの問題にはできない。

特に、学校教育に関しては、長い学習期間を通して一貫した方針の下、安定的・継続的に行われる必要がある。すぐに結果が表れないところに特徴があるとも言えよう。同様に、社会教育では、市民の多様な要求に応え、それを手がかりに、漸次広げていく取り組みもあるはずである。

達成したことと達成しなかったことを分けて記述し、「概ね達成した」と述べている取り組みもある。次年度を見越した記述が入る評価があってもよい。評価の仕方や表し方にも柔軟性を求めていきたい。

資料集

20 東村山市教育委員会訓令第4号

東村山市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定め、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、毎年度策定する「東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針」に基づく主要施策に関する事務のうち、教育行政の推進上重要な課題に係るものその他点検及び評価を行うことが必要と認める事務として委員会が選定したもの（以下「対象事務」という。）とする。

2 委員会は、前項の規定による対象事務を選定するときは、あらかじめ、第4条第1項の規定により置く点検及び評価に関する有識者（同項を除き、以下「有識者」という。）の意見を聴くことができる。

(点検及び評価の実施)

第3条 点検及び評価は、前年度の「東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針」に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東村山市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(点検及び評価に関する有識者)

第4条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、委員会に点検及び評価に関する有識者を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施にあたり、施策・事業の進捗状況、課題及び今後の取組の方向性等について、意見を述べるものとする。

3 有識者は、3人以内とする。

4 有識者は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

5 有識者の委嘱期間は、2年とし、再任することができる。

6 有識者は、委員会の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委嘱を解かれた後も、また、同様とする。

7 委員会が委嘱する有識者に対しては、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東村山市条例第12号）に準拠し、予算の定めるところにより報償費を支払うものとする。

（委 任）

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

東村山市教育委員会

教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し、執行する、5人の委員をもって組織される合議体の執行機関です。

教育委員会の会議は、毎月開催する定例会と、必要に応じて開催する臨時会があります。

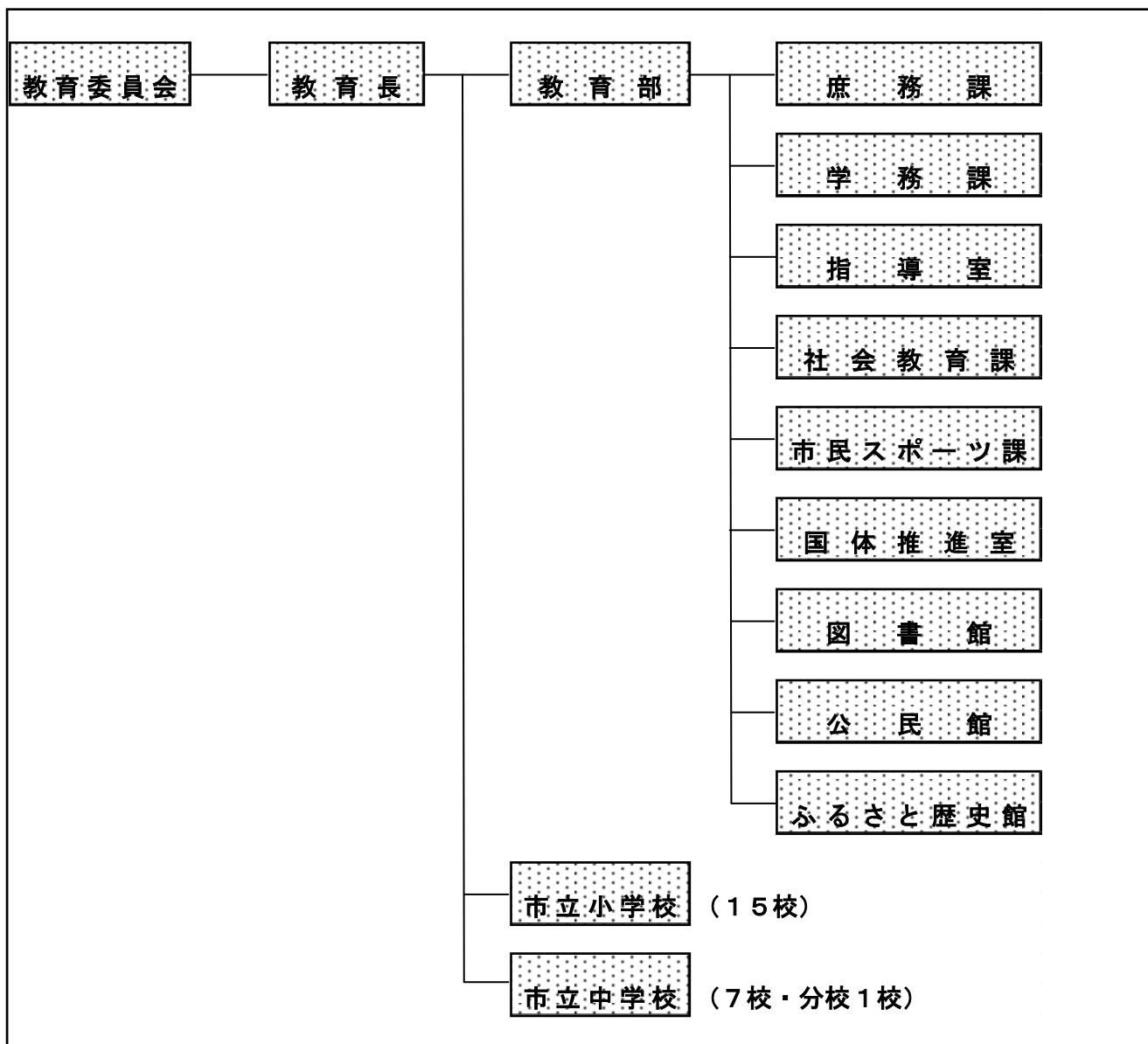
東村山市の教育委員

委員は、東村山市長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のなかから、市長が、東村山市議会の同意を得て、任命します。委員の任期は4年で、再任することができます。

委員長は、委員のなかから選挙によって選ばれ、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表します。委員長の任期は1年で、再任することができます。

教育長は、委員のなかから、教育委員会が任命し、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどります。また、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督します。

教育委員会組織図



東村山市教育委員会教育部の各課・室・館の業務内容

庶務課

庶務係

1. 教育行政一般に関すること。
2. 教育委員会の会議に関すること。
3. 教育委員会提出議案のとりまとめに関すること。
4. 事務局職員の人事に係る連絡調整に関すること。
5. 学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
6. 奨学資金に関すること。
7. 教育委員会の所掌に係る予算及び決算の総合調整に関すること。
8. 公印の管守に関すること。
9. 教育委員会の文書の収受、配布及び発送に関すること。
10. 教育委員会の公告式に関すること。
11. 教育委員会の所掌に係る教育行政に関する相談に関すること。
12. 教育委員会連合会及び教育長会に関すること。
13. 教育委員会の庶務に関すること。

施設係

1. 学校施設の改修等の計画に関すること。
2. 学校施設の補助金に関すること。
3. 学校施設台帳の整備に関すること。
4. 学校財産(土地及び建物)の管理に関すること。
5. 学校施設に係る調査及び総合調整に関すること。
6. 教育財産の取得及び処分についての連絡調整に関すること。
7. 学校施設の維持、修繕及び管理に関すること。

環境整備係

1. 学校施設の維持及び修繕に関すること。
2. 学校の環境整備に関すること。
3. その他学校用務に関すること。

学務課

学務係

1. 通学区域及び通学路に関すること。
2. 児童又は生徒の就学及び転退学その他学籍に関すること。
3. 学級編制に関すること。
4. 就学援助に関すること。
5. 学事調査統計に関すること。
6. 教材備品の整備に関すること。
7. 学校備品の管理に関すること。
8. 予算、決算及び経理等に関すること。
9. 課の庶務に関すること。

保健給食係

1. 児童、生徒及び教職員の保健衛生及び安全に関すること(指導室に属するものを除く。)
2. 学校給食の運営に関すること。
3. 調理業務の委託に関すること。
4. 食育への取り組みに関すること。
5. 高齢者ふれあい給食に関すること。

就学支援係

1. 就学相談に関すること。
2. 特別支援学級に関すること。
3. 特別支援教育に関すること。

指導室

指導係

1. 学校教育の指導に関すること。
2. 教育課程、教科書内容及び教材備品の活用等の研究及び指導に関すること。

3. 教科用図書採択その他図書に関する事。
4. 教職員の研修に関する事。
5. 教育研究及び相談に関する事。
6. 特別支援教育に関する事。
7. 予算、決算及び経理等に関する事。
8. 室の庶務に関する事。

教職員係

1. 教職員の人事に関する事。
2. 教職員の給与に関する事。
3. 教職員の賞罰に関する事。
4. 教職員の福利厚生に関する事。
5. 教職員の共済組合に関する事。
6. 教職員の出張その他サービスに関する事。
7. 教職員組合に関する事。
8. 教職員の免許に関する事。
9. その他教職員に関する事。

教育相談係

1. 児童・生徒の教育に係る諸問題の相談に関する事。
2. 市立小・中学校の校内教育相談活動の推進に関する事。
3. 健全育成学習室(希望学級)に関する事。

社会教育課

社会教育係

1. 社会教育の総合調整に関する事。
2. 社会教育に関する教育機関との連絡調整に関する事。
3. 社会教育団体の指導育成に関する事(他の部署に属するものを除く。)
4. 青少年教育及び青少年健全育成に関する事。
5. 青少年健全育成施設に関する事。
6. 成人の日のつどいに関する事。
7. 青少年問題協議会に関する事。

8. 青少年委員に関する事。
9. その他青少年に関する事。
10. 予算、決算及び経理に関する事。
11. 課の庶務に関する事。

生涯学習係

1. 生涯学習推進計画の調整に関する事。
2. 生涯学習の推進に関する事。
3. 生涯学習情報の収集、提供及び学習相談に関する事。
4. 学校開放(遊び場開放、教室開放、土曜開放)に関する事。
5. 芸術文化に関する事。
6. 社会教育委員に関する事。

市民スポーツ課

振興係

1. スポーツ施設の維持管理に関する事。
2. スポーツ施設の施設計画に関する事。
3. スポーツ施設の利用に関する事。
4. スポーツ施設の指定管理者業務の統括に関する事。
5. 地域スポーツ推進計画に関する事。
6. スポーツ指導者の育成に関する事。
7. スポーツ推進審議会に関する事。
8. スポーツ推進委員に関する事。
9. スポーツ科学委員会に関する事。
10. 民間等スポーツ施設の利用に関する事。
11. 学校施設のスポーツ開放に関する事。
12. 地域スポーツクラブ等団体の育成及び援助に関する事。
13. 公益社団法人東村山市体育協会の育成及び援助に関する事。
14. 体力づくり推進委員会に関する事。

15. 庶務に関すること。

国体推進室

地域事業係

1. 国体の開催に伴う地域事業に関すること。

運営係

1. 実施競技の運営に関すること。
2. デモンストレーション行事の運営に関すること。

図書館

運営係

1. 公印の管守に関すること
2. 図書館の運営計画及び実施計画に関すること。
3. 図書館施設の維持管理に関すること。
4. 図書館電子計算組織の管理に関すること。
5. 予算、決算及び経理に関すること。
6. 統計、調査及び広報に関すること。
7. 施設貸出に関すること。
8. 資料のリサイクルに関すること。
9. 地域児童図書館助成金交付に関すること。
10. 図書館協議会に関すること。
11. 他機関との連絡、調整及び協力に関すること。
12. 利用者に関すること。
13. 文書事務その他庶務に関すること。

奉仕係

1. 図書館の奉仕計画に関すること。
2. 蔵書構成の調整に関すること。
3. 資料の収集、整理、保存及び除籍に関すること。
4. 資料の貸出し、返却及び閲覧に関すること。
5. 講演会、展示その他行事の開催に関すること。
6. 他機関との資料相互貸借、連絡、及び協力に関するこ

と。

7. 地域図書館活動への協力に関すること。
8. その他資料及び奉仕に関すること。

調査資料係

1. 読書案内及び調査研究への援助に関すること。
2. 参考資料に関すること。
3. 地域行政資料に関すること。
4. 市民資料に関すること。
5. 逐次刊行物に関すること。
6. 東村山市関連新聞記事に関すること。
7. その他調査資料に関すること。

地区館

1. 図書館の奉仕計画に関すること。
2. 図書館施設の維持管理に関すること。
3. 資料の収集、整理、保存及び除籍に関すること。
4. 資料の貸出し、返却及び閲覧に関すること。
5. 講演会、展示その他行事の開催に関すること。
6. 地域図書館活動への協力に関すること。
7. 他機関との連絡、及び協力に関すること。
8. その他資料及び利用者に関すること。
9. 文書事務その他庶務に関すること。

公民館

庶務係

1. 公印の管守に関すること。
2. 公民館の施設及び機材器具等の整備、維持管理、貸与に関すること。
3. 他機関との連絡、協力に関すること。
4. 公民館の予算、決算等経理に関すること。
5. 公民館運営審議会の庶務に関すること。
6. 公民館の資料、統計、調査、広報に関すること。

7. 文書事務その他公民館の庶務に関する事。
8. 他の係に属さないものに関する事。
9. 公民館の連絡調整に関する事。

事業係

1. 各種の学級、講座及び教室等の事業に関する事。
2. 講演会、講習会、討論会、展示会、映画等の開催に関する事。
3. 視聴覚教育に関する事。
4. 自主グループ等への援助に関する事。
5. その他、公民館の事業の実施に関する事。
6. 事業予算の執行に関する事。

地区館

1. 公民館の施設及び機材器具等の整理、維持管理、貸与に関する事。
2. 他機関との連携、協力に関する事。
3. 公民館の事務及び庶務に関する事。
4. 自主グループ等への援助に関する事。
5. その他、公民館の事業に関する事。

ふるさと歴史館

教育普及係

1. 公印の管守に関する事。
2. 東村山ふるさと歴史館協議会に関する事。
3. 歴史館等の施設の維持管理に関する事。
4. 歴史館等の教育活動及び学習支援等に関する事。
5. 歴史館等の予算、決算及び経理等に関する事。
6. 歴史館等のボランティアに関する事。
7. 歴史館等の広報に関する事。
8. その他庶務に関する事。

文化財係

1. 文化財資料の収集、調査、整理、研究、保存及び活用に関すること。
2. 文化財保護審議会に関すること。
3. 文化財資料の目録及び報告書等の作成に関すること。
4. 資料の寄贈及び寄託の選定に関すること。
5. 資料の閲覧及び貸出し等に関すること。
6. 埋蔵文化財の保護及び調査に関すること。
7. 文化財保護団体の育成及び支援に関すること。
8. 歴史的に重要な公文書等の整理、保存及び活用に関すること。
9. その他文化財に関すること。

(平成24年4月1日現在)

編集・発行

東村山市教育委員会

教育部庶務課庶務係

〒189-8501 東村山市本町

1 - 2 - 3

電話 042-393-5111